

平成29年第3回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成29年8月29日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 代表質問

日程第3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（15名）

1番	堀部好秀	3番	鏑本規之
4番	黒田芳弘	5番	舩渡洋子
6番	臼井悦子	7番	高田文一
10番	道下和茂	11番	中村重光
12番	村瀬明義	13番	若原敏郎
14番	瀬川治男	15番	後藤壽太郎
16番	上谷政明	17番	大西徳三郎
18番	鵜飼静雄		

---

欠席議員（1名）

2番 江崎達己

---

欠員（2名）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
--------	------	------	------



## 開議の宣告

### ○議長（上谷政明君）

おはようございます。

議席番号2番 江崎達己君より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において、代表質問、一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号14番 瀬川治男君と15番 後藤壽太郎君を指名いたします。

---

## 日程第2 代表質問

### ○議長（上谷政明君）

日程第2、代表質問を行います。

市政自民クラブ代表、13番 若原敏郎君からの発言の申し出がありますので、これを許可します。  
13番 若原敏郎君。

### ○13番（若原敏郎君）

皆さん、おはようございます。

4年前に、我々市議会議員の任期が始まり、早いもので今回の定例議会が最後の議会となりました。ふだんは何げなく見ている自分たちの地元を回ってみますと、4年前と比べ、皆さんが住んでいる家屋が荒廃しているように見受けました。家の手入れが行き届かないのか、庭や垣根や家屋の修理もできていないなあと、こんな家が目立ちました。

原因は、高齢者のみを取り残されたか、若い人がいても仕事や子育てで、そこまでゆとりがないかもしれません。せっかく買った家を、建て売りの住宅でも売り出しの看板が出ているのも見受けました。生活に困窮しているのではないかと心配しておりました。

ぜひ、市長が推進される3世代同居・近居支援事業の補助金や、充実させている子育て支援事業等々を大いに活用していただいて、本巣市の意をくみ取り、家庭・家族を大切に守ってほしいなあと、こんなことを感じておりました。

3月、9月の定例議会には、会派の代表質問の機会が付与されています。今回、定例議会においても、市政自民クラブとしましては、市政に対し、代表質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

大きい4点が通告してありますので、順次質問をさせていただきます。

まず、1点目は28年度決算書についての市長のお考えをお伺いしたいと思います。

1番目に、平成28年度決算書から、本巢市の将来についてということではありますが、本巢市の平成28年度決算によりますと、一般会計、特別会計、合わせた総決算額が、前年度に引き続き黒字が保たれており、引き続き健全な財政運営が行われ、執行部の堅実で効果的な予算執行に感謝しております。

少し注視すべきは、財政力指数が0.653から0.626に低下し、経常収支比率も79.6%から82.5%になったことから、本巢市の財政規模が肥大化し、健全性が失われている傾向にあるのではないかと少し心配をしております。

しかしながら、今後老朽化していく多くの公共施設の補修・増改築工事は、市民の豊かな生活の確保や本巢市の商業・工業等の企業誘致にも発展する道路整備などの投資的経費の削減は、確実に維持していかなければ将来につながっていきません。

そこで、市政自民クラブが第一と考える健全財政の維持継続と将来への投資へのバランスをどう考えているのかというところを市長にお尋ねいたします。

一括質問ですので、順次行きます。

次に、私たちが住む本巢市でも大きな災害が起きています。

地震については、125年前、明治24年の濃尾大震災。内陸直下型地震で、マグニチュード8.0は、記憶にあります阪神・淡路大震災や、以前起きた関東大震災以上の、日本では最大級です。そのとき生きていて体験した人は、今はいませんが、事実が残っております。

洪水については、昭和51年、9・12安八水害が鮮明に記憶に残っております。

最近では、洪水発生時、線状降水帯という言葉がよく聞かれます。台風などが接近したときの気象条件により、集中的に雨を降らせます。本巢市では、今月18日もありました。

こうしたことから、この地域は災害がなくもいいですねとは言っておれません。市長の号令で、災害については着々と備えは整えつつありますが、災害の種類が異なることから、どこまでやってもこれで万全とはならないと考えております。

先日、市の防災訓練も、毎年繰り返していますが、近所の人の居場所確認や備蓄品の点検はしましたが、なかなかその危機感まではありませんでした。こんなことで、全国各地で発生している地震、洪水の教訓から、現状の施策で、市民の生命・生活が守れるか心配しております。

2番目としまして、防災体制の一層の強化への考えについてお尋ねをいたします。

次に、何度も繰り返され、これといった対策が見つからない北部対策ですが、本巢市にとって、北部地域にはメリット、デメリットがあると思います。

人口減少、過疎対策と捉えれば、市の負担にもなりますが、前向きに、地球温暖化対策から観光

資源、さらに自然エネルギーの宝庫と考えれば、市の大きな財産と捉えるのが私は正解だと考えております。

長期の北部対策を考えることが必要で、後継者がなく、消滅する集落となれば、これはやむを得ませんが、そこに農業、観光産業を考えたり、拠点を計画するのも、市の裁量と考えております。そこには、地元の理解が必要であります。もっと大きな力が必要ではないでしょうか。高齢社会に悩む北部地域の施策は、ますます逼迫してくるものと心配しております。

そこで3番目としまして、今後の北部地域の対策について、市長のお考えをお尋ねいたします。次に、大きい2点目に入ります。

本年度の施策の推進についてをお尋ねいたします。

本巢市が推進していく主な施策より、3点質問いたします。いずれも今後の少子・高齢社会を見据えた、今だからできる重要な課題と捉えています。

先日、本巢パーキングエリア北に公園整備の計画が示され、議会でも承認いたしました。パーキングに隣接し、多くの機能が示され、画期的な公園になると期待をしております。特に、災害時の防災拠点は、日本のほぼ中心にあり、関東、関西、北陸、どこでも物資を輸送できるような基地になると考えております。国の国土強靱化アクションプランの一翼を担うようにつながればと期待をしております。

最初に、本巢パーキング北の公園整備について、市長の構想を市民に示していただきたいなあと考えております。よろしくお願いいたします。

次に、今議会にも提出されています「織部の里もとす」などの指定管理について質問をいたします。

もとす振興公社への指定管理は今年度までで、来年度からは、先日晒されました民間企業体が管理することに決まります。優先交渉権の企業が示され、その会社に決まる予定であります。市長の構想を市民に示していただきたいと考えております。民間ノウハウが大いに期待できる指定管理者への市長のお考えはどうでしょうか。

次に、公共施設の再配置計画策定についてをお聞きいたします。

公共施設は、旧町村の多くが抱えていたため、維持費が負担になり、また老朽化も進み、使用ができない時期がいずれ来ます。市庁舎も含め、幼稚園から学校関係、社会体育施設、社会教育施設、福祉施設、農山村等関連施設、またその他施設として市営住宅や診療所があります。

これは、すぐには無理ですが、無駄な施設は、統合か廃止されるべきで、それこそ民間に任せられるものは民間企業に委ねたほうがよいと考えますが、この点について、公共施設の再配置計画策定について市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、3番目の教育関係の質問、学校と地域の連携・協働についての質問をいたします。

文部科学省のホームページに、各地における地域・学校協働事業の先進事例が載っております。各地で地域・学校協働本部や、これに類似した地域教育協議会等々を立ち上げ、地域で学校を支援する団体が活動しております。

弾正小学校では、企業や関連団体を巻き込んだ、地域の学校プロジェクトと題して、今までの学校と地域の連携をより強化する動きを進めていると聞きました。国も、地域と学校の協働を全国的に推進するため、平成29年4月に社会教育法を改正、施行しております。本巢市の児童・生徒が心身ともに健やかに成長できるための施策について、教育長に2点、質問をしたいと思います。

1点目に、本巢市での学校と地域が協働した活動の現況をお尋ねしたいと思います。

2点目に、今後、学校と地域がさらに連携・協働を進めるためにはについて、教育長の方針をお伺いしたいと思います。

大きい4番に行きます。これは先日、市政自民クラブが視察研修を行いました。それについての質問であります。

市政自民クラブは、7月に長野県小諸市、富山県南砺市へ視察研修に行きました。

長野県小諸市では、職員と市長が衣装代9,500円で制作したPR動画が4カ月で目標の視聴回数1万回を達成し、ふるさと納税が8倍近くにふえたと、こんなところを視察に行きました。

本巢市の動画については、昨年度から市行政情報番組「こちら本巢市情報局」から、市政、トピックスなどを切り出し、ユーチューブで配信しているとのこと。市職員の制作で、費用は余りかかっていませんが、小諸市のような奇抜な動画でメディアに取り上げられれば、本巢市が注目されますし、使いようでは大きな効果が期待できると思います。

そこで、本巢市ではどのように制作され、配信されているのかをお聞きしたいと思います。市で進めるPR動画の制作費と視聴回数は、今どのようになっておりますでしょうか。

2番目としまして、動画から得る効果というのは、今はどの程度になっているでしょうか。2点をお尋ねしたいと思います。

次にもう一点、富山県南砺市を視察しましたときに、南砺市では平成23年度から現在までに成婚カップル、結婚が成立したカップルなんですが、82組の実績を上げたとお聞きしました。特に、平成25年から2桁の「御結婚おめでとう」です。さらに、本巢市と同様に、それを移住定住、空き家対策も進めております。その秘訣を視察してきました。本巢市での現状を伺います。

本巢市では、過去、事業というか、継続できなかった諸問題がありました。最初は、何回かイベントの事業を行いました。盛り上がりには欠け、途中で休止していると理解をしております。

南砺市では、「婚活クラブなんと」の会員が475名、そこに「婚活応援団なんとおせっ会」という会員が121名、うち国会議員が5名、名誉会員でいるそうであります。婚活クラブなんとの会員は、要するに、イベントなんかには申し込みしますよ、出席しますよというような、そういう会員さんですね。おせっ会さんは、仲人をしてもいいよとか、仲介してもいいよとか、そういう情報を提供してくれる、そういう会員さんだそうですが、そういう方が市内にこんなにたくさんいるということをお聞きして、本当にびっくりしました。

平成28年度婚活イベントは、去年ですが、19回の婚活イベントを開いております。中には、出会いの場を提供したりするものもありますが、お互いの研修会とか、そういうのも含まれております。それと、各種団体の出会いイベントを開催された場合には、また補助金も交付していると、そんな

こともお聞きしました。

今年度から始める結婚活動地域サポート事業というのがあるんですが、それには「地域に明るい話題を」を合い言葉に、市内31自治振興会単位で、婚活地域サポート事業に取り組む団体を募集するということでもあります。おせっ会さんを含め、5人以上集まればいいですよ。婚活クラブなどへの入会を支援する、勧誘するのもいいですよ。婚活イベントの開催等々で、上記の事業内容で、1地区上限5万円を補助金に支給しますよと。こんなことを、また今年度から、さらに始めているというようなことでもあります。

これが全てがよいとは言いませんが、本巢市での現状と以前の婚活を見直し、復活できることはないでしょうか。

質問2では、婚活サポート事業は、今はどのようになっていますか。また、婚活支援を継続するための本巢市における今後の課題はどういうのがあるか。これは健康福祉部長に質問であります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

**○議長（上谷政明君）**

1項目めと2項目めの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、市政自民クラブを代表しての代表質問に対しての御答弁を申し上げたいと思ひます。

多岐にわたって御質問いただきましたので、6項目ほどございますので、ちょっと答弁のほうは長くなるかもしれませんが、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

まず、1点目の平成28年度の決算から、本巢市の将来についてということで、1つ目の健全財政の維持継続と将来への投資への考えについてお答弁を申し上げたいと思ひます。

平成20年3月の就任以来、これまでの市政運営に当たりましては、有利な財源を活用しつつ、投資事業を進め、健全財政維持とのバランスに配慮してまいりました。先ほどから議員御指摘のとおり、平成26年度からの普通交付税の段階的縮減による減収などによりまして、財政力指数の若干の下降、また経常収支比率の上昇が見られるものの、現在のところ、平成28年度決算における各指標から見ましても、財政の健全性といった点では、堅持はできているというふうに考えております。

こうした就任以来の考え方に基づいての将来への投資でございますけれども、まず公共事業というのは子育て、教育と同様、将来への投資であるというふうに考えておりまして、将来のまちづくりに必要なものでございます。このため、今後も可能な限りの投資をしていきたいというふうに考えております。

特に、今後、本市の都市構造に大きな変化をもたらす東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジの開通が見込まれます。本市にとりましては、新たな雇用を生み出す企業の創出とか、農産物等の物流の向上、また市北部地域における観光振興など、地域活性化につなげる絶好の機会となります。

このため、このインターチェンジの供用開始に合わせて、アクセス道路の整備、また自然、文化、産業を生かした地域づくりをさらに進めていく投資を今後とも行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、子どもは地域の宝であり、健やかに成長していただくための子育て支援や教育環境の整備というのは、重要な将来への投資でございます。今までも、少子化対策とか子育て支援、教育環境の整備に努めてまいりましたが、子どもたちが安全で安心して快適に学べる教育環境づくりに今後とも投資をしてまいりたいと考えております。

また、老朽化の進む公共施設への対応につきましては、市民サービスへの影響を軽減するため、長寿命化を図りながら、また財政負担の平準化に配慮しつつ、今後とも計画的に投資をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後におきましても財政の健全性を確保した上で、投資事業を実施していくことを第一とし、引き続き、健全財政の維持に努めてまいりたいと考えております。

2つ目の項目の防災体制の一層の強化への考えについてお答えを申し上げます。

大規模地震の発生に加え、近年、特に局地的な豪雨災害が多発しており、市内におきましても土砂災害及び浸水害の危険性が高まってきております。

このような中、平成28年度に実施いたしました主な防災施策といたしましては、自主防災組織の充実強化に対する補助及び自治会集会所耐震補強等改修費を補助するなど、自助・共助の充実を図ったところでございます。

さらに、地域の防災力を向上させるため、自主防災組織及び市職員を対象に防災士を養成し、現在、市内には67名の防災士が誕生しております。

また、8月には、大規模地震を想定した市総合防災訓練を行い、自助・共助はもとより、市災害対策本部機能の確認を行うなどの公助についても充実と強化を図ったところでございます。

また、災害時に市内の被災者支援のために必要となる防災用備蓄品の購入、また災害時に市民への情報伝達機能を強化するために、市防災行政無線戸別受信機の設置促進、また県からの防災無線を整備したところでございます。

このほか、昨年4月に発生いたしました熊本地震におきましては、備蓄食糧や物資を送り、被災地支援にも取り組んだところでございます。

平成29年度の取り組みといたしましては、自治会や自主防災組織に対しまして、継続した補助のほか、前年度同様に防災士の養成に努めるとともに、7月には市内防災士67名を対象に防災士間の連携や自主防災組織の指導者育成を目的といたしましたフォローアップ研修会を開催し、地域防災力の底上げを図ったところでございます。

また、先日でございますけれども、8月27日には風水害を想定した市総合防災訓練を実施し、災害対策本部機能の点検、関係機関との連絡体制の確認、自主防災組織の充実強化などを図ったところでございます。

このほか、国の水防法の一部改正、避難勧告等に関するガイドラインの改定及び防災基本計画の



修正等に伴い、土砂災害・浸水害への対策強化、最近の災害対応の教訓を踏まえた運用など、本市の地域防災計画の改定を既に防災会議にお諮りし、現在、この地域防災計画の改定につきましてのパブリックコメントを実施中でございます。

今後、パブリックコメント等による意見聴取及び県との協議を踏まえて、今年度中に計画を改定する予定でございます。

また、昨年度、新たに根尾川の浸水想定区域図が国土交通省から公表されたことから、現在、洪水ハザードマップの改定に取り組んでおります。この改定ハザードマップは、市民に対し、その水害リスクを伝えるとともに、安全な避難行動に結びつけるための意識啓発として、年度内に全世帯へ改定版を配付する予定でございます。

さらに、消防力・救急体制を強化するための岐阜地域4市1町の消防広域化につきましては、平成30年4月1日からの事務委託に向けて、現在準備を進めているところでございますが、広域化後は、災害時における救急車や消防車などの現場到着時間の短縮や、同時発生のお他災害への速やかな対応、資機材や部隊の高度化が図られることとなります。

市といたしましては、自然災害の発生を防ぐことはできませんが、今後も被害を最小限にとどめる努力は必要であると考えておきまして、引き続き防災体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3つ目の今後の北部地域の対策についてお答えを申し上げます。

先ほど来、御質問にもございましたけれども、北部地域におきましては、平成16年3月末、いわゆる合併をした後でございますけれども、平成16年3月末と平成29年7月末の人口を比較しますと、根尾地域では776人、本巣北部地域では286人の合わせて1,062人が減少し、高齢化率についても、特に人口減少の著しい根尾地域におきましては、平成16年2月の36.1%から平成29年4月の51.7%と15.6%増加しております、町村合併以降、北部地域における人口減少及び少子・高齢化の進行に歯どめのかからない状況が続いております。

市におきましては、こうした北部地域の人口減少等を喫緊かつ重要な課題と認識し、北部地域の人口増加及び活性化に向けた取り組みを、合併以降、推進してまいりました。

まず、移動手段の利便性向上や確保を図るため、日当大橋、また門脇バイパス等の道路整備、また樽見鉄道への支援や市営バスの運行など、公共交通の確保等に努めてまいりました。

また、北部地域の魅力を向上させ、市外から訪れる方に対して北部地域の魅力をPRし、交流人口の増加による地域の活性化に向けた取り組みを進めるため、公園の整備、また観光施設の整備、森林セラピー事業の実施などを行ってまいりました。

さらに、人口減少問題対策として、移住定住関連の補助金の創出、地域おこし協力隊の活用や田舎暮らし体験ツアーの実施等といった北部地域への移住・定住対策事業の実施、また空き家バンク制度の創設、また地方創生交付金を活用した小さな拠点事業の実施など、地域住民と行政が協働した地域活性化に向けた取り組みなどを実施してまいりました。

こうした取り組みの中には、空き家バンクなど、具体的な成果の出ている事業もございますが、

冒頭の答弁のとおり、北部地域では、人口減少、少子・高齢化が進行しております。我が国の総人口や岐阜県及び本巣市全体の人口も、今後減少し、高齢化が進行していくことから、人口減少対策、地域活性化対策は、市全体を対象にした取り組みが必要となっておりますが、北部地域につきましては、先ほどもお話ございましたように、南部地域にない自然・観光資源など、地域の持つ特性を活用した地域活性化対策を、現在、北部地域で進めております地域住民と一体となった活性化に向けた取り組みを行いながら、地域の活力の向上を今度とも図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、大きな2点目の本年度の施策の推進についての1項目めの、本巣パーキングエリア北の公園整備についてお答えを申し上げます。

現在、東海環状自動車道は、開通に向けて、国土交通省により本線及び、仮称でございますが、本巣パーキングエリアの整備工事が進められているところでございます。

市におきましては、この本巣パーキングエリアの設置が決定されて以来、このパーキングエリアをより有効に利用し、活用するための方策を検討してまいりましたが、北側に多目的な機能を持つ公園整備を計画いたしました。

この公園は、平常時は、市民やパーキングエリアを訪れた方々に潤いや安らぎを与え、身近な自然との触れ合いの場や日常的な健康づくりの場などとして、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が快適に利用していただける公園として整備するものでございます。

また、この公園は、先ほどお話がございましたように、大規模災害等の緊急時には、近隣住民や東海環状自動車道の利用者の一時避難場所としての活用、また特に東海環状自動車道は内陸に位置し、想定される大規模地震の震源や海岸部から遠いことから、また高いところを通ることから、災害時の輸送路となることが予測されております。このパーキングエリアに隣接した公園は、市外から届く支援物資を集積し、被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点や市外から派遣される警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点など、広域防災拠点として活用できるような公園施設として整備したいと思っております。

この公園整備計画の進捗状況は、7月26日に地元説明会を開催いたしまして、公園の計画位置及び概要について説明させていただいております。

今年度は、実施予定の測量・実施設計業務の中で、整備予定の管理棟及び休憩所、ドームテント、シェルター、トイレ、公園専用駐車場など、詳細な公園施設の内容、建築物の位置、規模等を検討してまいります。来年度以降、用地買収や施設整備を計画的に進め、東海環状自動車道の本巣パーキングエリアの完成に合わせ、整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の「織部の里もとす」などの指定管理について、お答えを申し上げます。

本巣市の主要観光施設でございます「道の駅・織部の里もとす」「NEO桜交流ランド」「うすずみ特産販売所」「NEOキャンピングパーク」につきましては、現在、一般財団法人もとす振興公社が指定管理者として管理運営を行っておりますが、北部地域の施設では、観光客減少による売り上げ低下に直面し、運営については厳しい状況が続いております。

このため、これらの施設を継続的、安定的に維持していくためには、企業的経営の採用による経営改善を図る必要があることから、民間企業による指定管理者の公募について検討を進めてまいりました。

また、この公募に当たり、今回、国の地方創生拠点整備交付金を活用した施設整備も行うこととし、収益の改善につながる施設整備と管理運営を民間と協働して行う事業として進めてまいりました。

こうした方針のもと、5月1日より、施設整備を行う事業者と、施設の管理運営を担う事業者をあわせて、市のホームページ等で公募をいたしましたところ、4グループから応募がございました。

その後、本巢市観光等施設再整備事業に係る審査委員会によるプロポーザル審査を実施いたしまして、これらの事業を実施する優先交渉権者を選定し、さらに本巢市指定管理者選定委員会の審査を経て、優先交渉権者として選定したグループの施設の管理運営業務を担当する「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」を平成30年4月1日からの指定管理候補団体として選定したところでございます。

今回、優先交渉権を得た当該グループの提案内容を少し申し述べさせていただきますと、事業計画では、売り上げアップや経費節減のため、創意工夫をし、売り上げを伸ばし、生産者や地元企業に貢献することを第一目的に事業展開することとされており、生産者や地元企業との連携により、ここでしか食べられない6次製品の開発、また独自のネットワークを利用した商品の販売など、民間企業の経営ノウハウの活用による収益の増加が期待できる内容となっております。

また、雇用面におきましては、もとす振興公社の現職員は、現在のサービスレベルの維持・向上を図るため、再雇用を優先し、基本給等の雇用条件を確保した上で、希望者全員を雇用することとされております。

さらに、現在、市が指定管理者に支払っております年額1,880万円の指定管理料につきましては、当初5年間は1,500万円、指定管理開始後6年目から段階的に減額し、11年目以降は年額500万円に減額する計画となっております。また、新たに指定管理者から、施設使用料として、市へ売上額の一定割合を納付されることとなっており、将来の市の財政負担軽減につながるものと期待をいたしております。

なお、現在の指定管理者でございます一般財団法人もとす振興公社の運営につきましては、平成30年3月31日で業務を終了し、その後、清算人による諸債務の支払い、残余財産の引き渡し等を行い、平成30年9月までに清算終了の予定と聞いております。

また、今年度実施予定の施設整備につきましては、現在、詳細設計を進めており、設計ができ次第、11月中を目途に建築工事等を発注し、「織部の里もとす」については、農産物の販売に支障がないようにエリアごとに工期をずらし、営業可能エリアの確保に配慮しながら、改修工事を行い、平成30年3月下旬までには完了することとなっております。

また、並行して、市と新たな指定管理者との間で、施設管理の方針、運営体制等の詳細について協議を行い、基本協定を締結し、4月から新たな指定管理者による指定管理がスムーズに移行でき

るよう進めてまいりたいと考えております。

3つ目の、公共施設の再配置の策定についてお答えを申し上げます。

本市の公共施設につきましては、昭和40年代の高度経済成長期より、旧町村ごとに人口の増加や市民ニーズなどに応じて、多くの公共施設、道路や橋梁、公園緑地等の社会基盤施設が整備されてまいりました。

今後、これらの公共施設等の多くが、近い将来、改修・更新時期を一斉に迎え、多額の更新費用が必要になることが見込まれております。その一方で、少子・高齢化の進行や生産年齢人口の減少などにより、大幅な収収等が見込めない中、老朽化した施設の更新や維持管理の継続が課題となっております。

こうしたことから、中・長期的な視点に立ち、財政負担の軽減や平準化、さらには施設等の最適な配置の実現を目指しまして、庁舎等を含めました市内98の公共施設、いわば庁舎、また集会施設、学校教育施設、生涯学習施設、福祉施設、市営住宅、産業施設、こういった98の公共施設やインフラなどにつきまして、平成29年3月に「公共施設等総合管理計画」を策定したところでございます。

この計画では、公共施設等の管理におきまして、基本方針と実施方針を定めた上で、10年ごとに施設数や財政状況の再確認を行いながら、今後30年間に公共施設の延べ床面積の16%相当を削減していくことを目標といたしております。

今年度は、この総合管理計画の基本方針及び実施方針をもとに、公共施設のあり方を見直し、各施設の複合化や集約化、廃止や除却、あるいは長寿命化も含めた施設の改修や更新を計画的に行うための再配置の基本となる具体的な考え方やその手法をまとめた「公共施設等再配置計画」の策定に着手をしているところでございます。

この再配置計画では、先導的に取り組むべきモデル事業の選定を行うと同時に、現有施設の配置状況を整理し、再配置の基本的な考え方や地域区分ごとの施設配置の方向性について検証・検討を行ってまいります。さらに、こうした検証・検討結果を踏まえ、各施設の再配置計画案を策定した上で、庁内検討会議や外部検討会議の開催、また市民の皆様との意見交換のための説明会を開催させていただくなど、慎重な議論を重ねながら、実効性の高い計画を策定してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○議長（上谷政明君）**

3項目めの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

**○教育長（川治秀輝君）**

それでは、本巢市の学校と地域が協働した活動の現状についてお答えします。

市内全ての学校において、自治会長、青少年育成推進委員、民生委員を初め、多くの地域の方々に、子どもたちを見守り、育てていただいております。

協働の内容はさまざまですが、まず子どもたちの安全・安心な暮らしを支えていただいていることが上げられます。毎日、地域の方が通学路の危険箇所立ち、子どもの命を守りつつ、挨拶に加

えて、たくさんの声をかけてくださいます。地域の方の存在は、子どもたちにとって大きなものであり、照れて挨拶ができなかった子どもたちが、いつの間にか大きな声で挨拶をしたり、多くの会話ができたりする姿に高まっています。

小学校に入学し、登校を渋って泣いていた子どもが、お母さんから託された地域の方に手をつないでもらい、学校まで話をしながら連れていってもらえたことで、徐々に元気に自力で登校できるようになった例もあります。

本巢市のすばらしさは、地域の方の温かさに包まれ、学校と地域の協働が既に確立されていることにあります。学校の授業や行事などの支援、環境整備など、さまざまなかわり方で、高く幅広い教育力を発揮していただいているもの本巢市の特色です。

その一つが、多様な支援体制を構築している「学力向上サポート事業」です。

ゲストティーチャーやアシスタントとして、戦争体験からの平和学習、修学旅行の仏像の見方、点字の学習、着つけ教室、陶芸教室、読み聞かせなどなどを指導していただき、子どもたちの学びはぐんと広がっています。

また、施設メンテナーや環境サポーターとして、家庭科教室の包丁研ぎ、花壇づくり、山遊びの環境づくりなど、環境整備を支援していただき、子どもたちはよりよい環境の中で学習や生活ができています。

これらの取り組みは、全小・中学校で行われ、合計156件の活動報告がありました。

加えて、算数・数学のまちづくりでは、岐阜工業高等専門学校、岐阜第一高等学校など、さらにスポーツ教室などでは、朝日大学、地元スポーツクラブなど、地域の関係機関と協働していることも本巢市の特色ある取り組みです。

学校の教育力のみならず、地域社会と協働することで、子どもたちの学びや体験活動が充実するとともに、将来の地域の担い手としての自覚が高まっています。また、地域の方が身近になることで、安心・安全な生活に結びつき、さらには自己肯定感や他人を思いやる心が育つことも期待できます。

本巢市らしい、学校と地域の協働した活動は、子どもたちの成長に大きな力となっており、とても意味のあることだと捉えています。

続きまして、2つ目の、今後、学校と地域がさらに連携・協働を進めるための方針についてお答えします。

1点目は、それぞれの学校で、さらに連携・協働を進めやすい組織を再構築することです。子どもたちのために、地域のどのような力が必要であるかをいま一度見直し、先ほど紹介しました学力向上サポート事業のような協働機能をそれぞれの学校においてきちんと位置づける必要があります。

御紹介がありました弾正小学校においては、安心・安全をキーワードとする「守り隊」、学習ボランティアをキーワードとする「育て隊」、環境ボランティアをキーワードとする「支え隊」の3チームを応援団という形で立ち上げようとしていますので、これを参考に、他の学校でも組織化を進めていきたいと考えています。

2点目は、協働してもらえ地域の教育者をふやすことです。さまざまな委員ではない方々に、もっと多くの地域の方々に、さらには全ての地域の方々に、地域の子どもを育てる「地域の教育者」になってもらいたいと願います。

子どもたちは、親や先生以外の話を聞くことが大好きです。また、ある調査からは、シニア世代の方々は、地域に貢献したいと思う方が約70%、子どもに何かを伝えたいと思う方が約60%いるとのことです。多くの方々の持ち味や特技を生かして、子どもたちにかかわっていただければ、子どもたちは先生や親とは違う刺激を受け、幅広く、豊かな体験ができ、多面的・多角的な物の見方や考え方などにもつながっていきそうです。

3点目は、学校と地域の双方向にとってプラスになることです。特に、地域の方々にとって、学校との協働・連携が、御自身の人生をさらに豊かにできるものであるということが大切です。経験を生かすこと、子どもとかわることで、生きがいや自己有用感につながるよう、さまざまなかわり方を模索していきます。

例えば、技術・家庭科の木工や裁縫、ミシンの学習、国語の習字、図工・美術の絵画、その他、将棋や囲碁、給食指導や食育など、学校のニーズを地域に伝え、今までに行っていない内容も生まれるということと考えております。

また、防災教育の協働により、中学生などが、災害時に高齢者を、そして地域を支え守る防災体制の構築を見込んだ取り組みも考えていきます。

今後、これらを実現していくためには、市内全小・中学校を本巢市型のコミュニティ・スクールとして立ち上げ、子どもを中核に据えた「地域とともにある学校」「学校や地域ならではの創意工夫のある活動」をつくり上げていきたいと考えています。

#### ○議長（上谷政明君）

4項目めの1点目と2点目の質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

#### ○企画部長（大野一彦君）

それでは、市で進めるPR動画の制作費と視聴回数につきましてお答えをさせていただきます。

本市のPR動画につきましては、現在、夜の淡墨桜でありますとか、根尾上大須の蛍、また能郷白山などの本巢市ならではの自然をテーマとしたものなど、全部で14本を制作いたしまして、インターネット上の動画サイトのユーチューブにより、6月末からではございますが、本巢市公式チャンネルの中で順次配信をしているところでございます。

これらは全て、本市の職員が企画から撮影、編集までを手がけ、人件費以外の制作費はかけておりません。また、その視聴回数につきましては、昨日時点でございますが、動画の配信を開始して2カ月ではございますが、合計で3,000回を超える視聴回数が記録されている状況でございます。

ここで、先週末に配信を開始し、昨日の岐阜新聞でも取り上げていただきましたPR動画につきまして、少し紹介をさせていただきたいと思っております。

都市部から少し離れた暮らしに憧れを持つ方や、スローライフを望む若い子育て世代をターゲッ

トにした移住促進PR動画でございまして、内容といたしましては、都会で暮らす男子中学生が自宅アパートへ帰宅し、1人でピザを注文しようとスマートフォンを眺めていると、豊かな自然に囲まれた一軒家で楽しくピザづくりをしている家族の映像を見つけた中学生が、映像の世界にワープし、一緒にピザづくりを楽しむというストーリー性のあるものでございます。この動画も費用はかけておらず、市の職員、地域おこし協力隊、地元住民が協働し、制作したものでございます。

この動画は、名古屋などで行われる移住定住フェアなど、各種イベントにおきまして、来場者向けに放映するほか、ユーチューブで配信を始めたところであり、今後の視聴回数の増加による効果を期待しているところでございます。

次に、2点目の、動画から得る効果につきまして、お答えをさせていただきます。

PR動画の配信から2カ月ということで、これによる直接的な効果はまだあらわれておりませんが、PR動画を視聴していただくことによりまして、市民の皆様には、地元の魅力を知っていただくことや、改めて本巣市の魅力を感じていただくことにより、本巣市への愛着心を育てていただけるものと考えております。

また、インターネットを通じて動画を配信することは、本巣市民だけでなく、市外の皆様はもとより、全世界にこうした本巣市の魅力を発信する第一歩となるものであり、その可能性は無限であると考えております。

いずれにいたしましても、今後も効果的なPR動画の配信の配信によりまして、市の施策の実施効果を相乗的に上げ、交流人口の拡大、移住定住の促進などにつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○議長（上谷政明君）

4項目めの3点目と4点目の質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

#### ○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、婚活サポート事業は継続されていますかとの御質問につきましてお答えをさせていただきます。

本市の婚活サポート事業につきましては、これまでもモレラ岐阜などで男女との交流の場を提供し、実施してまいりました。また、今年度も男女との出会いの場を提供する事業を本巣市レクリエーション協会の協力を得まして、クリスマスシーズンなどにおいて複数回実施する予定をしております。

次に、婚活支援を継続するための課題はにつきましてお答えをさせていただきます。

婚活サポート事業を継続する上での課題につきましては、市内在住・在勤者の参加割合が低いことや男性に対する女性の参加割合が少ないことが上げられます。

今後は、広報誌やメディアを積極的に活用し、参加者の増加を図ってまいりますとともに、岐阜県が開設します「ぎふマリッジサポートセンター」と連携し、親世代向け支援といたしまして、「親の婚活」の実施や根尾キャンピングパークを利用した自然の下での婚活イベント等、事業の内

容につきましても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

たくさん質問しましたが、御丁寧にお答えしていただきまして、ありがとうございます。

2点ほど、再質問をしたいと思いますが、大きい2番の2点目ですが、指定管理者のところなんです、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が優先交渉権を得ているということであり、この会社はシダックス株式会社のグループの系列会社の一つと認識しております。事業内容は、社会サービス事業、地域活性化事業と書いてあります。まさに北部地域の再生につながれば本当にいいなあと、こんなことを思いまして、大いに期待をしております。

と同時に、先ほど市長の答弁の中には、シダックスに対する、いろいろな利益を上げていくとか、地域に対する雇用もしていくというような話がありましたが、同時に地域の住民の方に、住民の協力とか、地元の自治会、また行政の支援がないと、やはり民間企業が幾ら力があるといっても、孤立してしまいますので、私どもの近くにスーパーができたときも、それは地権者であったんですが、地元の協力がよくないと、例えば遠くから来られた方が地元の人と色々な話をされたり、交流を持っていただくと、さらにシダックスヒューマンサービスがやっている温泉とか、四季彩館のお客さんに対して、地元の人温かい目がないと発展につながらないんじゃないかなあと、こんなことも感じておりまして、市長が考えられる行政やら自治体、また各自治会とか地元の人に対する協力を呼びかけていただかないと、うまく進んでいかないんじゃないかなあと、こんなことも思いまして、市長の考えをひとつお伺いしたいと思います。

もう一つ、公共施設の再配置計画なんです、本巣市は、今、分庁舎方式でやっておりますが、合併当時、新庁舎は合併後に規模やその時期とか、その場所を検討するということになっておったんですが、今の市長の答弁を聞きますと、もう分庁舎方式のまま行くというようなふうに私は捉えたんですが、新庁舎の建設が、万が一、ここでこの場で出てきた場合に、やはり長期的な視点でどういう更新をするのか、また統廃合するのか、長寿命化を計画的に行うのか、そのあたりの新庁舎を建てるということも、その計画の中に入れていただいて、将来的に施設を改修したり、またここは我慢しようとか、そんなような話になってくるとは思います、新庁舎建設に対する市長の考えは、今のところあるのでしょうか。そこのところをお伺いしたいと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（上谷政明君）

再質問がありますので、2項目めの2点目、織部の里もとすの指定管理者と3点目の公共施設の再配置の策定についての再質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）



それでは、質問がございました2点についてお答え申し上げたいと思います。

まず、1点目の指定管理の件でございます。

今回、優先交渉権を得られましたシダックスグループ、この企業は、先ほどもちょっと御紹介がございましたけれども、全国各地でいろんな施設の管理等々をやっておられます。道の駅の管理ですとか、建物の管理とか、いろいろやっておられまして、既に経験も大変多く、今までもそういう部分を踏まえてやってきている会社でございまして、今回、提案いただいたものも、そういう経験の中で、ここを使うことによってこういうことができるよということで提案をいただいております。

お話にございましたように、地元の協力と、それから地元との交流の中で協力して生きていく、これは当たり前のことで、大変重要なことで、これがなければやっぱり企業は存続しませんし、長く運用できないと思っております。

そういう中で、既に全国的に、道の駅の管理など、地元の農産物等々の販売をいただきながら、地元の方と交流を深めながら、道の駅なども管理しているというふうに向っておりますので、この本巢市におきましても、地元の方々の意見を聞きながら、そしてまた皆さん方とよくお話し合いをしながら、この施設の指定管理をやっていただけるものというふうに思っていますし、また先ほどちょっと答弁の中でも申し上げましたけれども、新たな指定管理者との間で、いろいろと管理についての基本協定も締結してやっていくというふうにいたしております。その際に、こういったいろいろ御質問のあった点などを相手方に十分お伝えをして、先ほど答弁の中でも申し上げました6次産業化、この地域にしかないもの云々というのは、やっぱり地元の協力がなければそういった素材も手に入りませんので、当然、そういった協力のもとで管理運営をしていただけると、また、そうでなければならぬというふうに思っています。

今まで、もとす振興公社は地元の方々が大半で、地元の方と協力しながら運営させていただきました。これから、シダックスにおきましても、同じように地元の方々と協力しながらやっていくと。施設そのものは依然として、引き続き市のものがございますので、管理運営のところでございますので、当然、市民の税金、また市民の皆様方の協力できている施設でもございます。これからもそういった市の施設であるということを前提に、市民の方々と協力しながら管理運営をしていただけるように、我々も一生懸命見守っていきなというふうに向っております。

それから、2つ目の公共施設の再配置に関して、分庁舎云々、新庁舎云々というお話でございます。

これは、この後、何人かの方々から、また庁舎のお話というのが出てくるということもございまして、またここでいろいろ御答弁申し上げると全てが終わってしまうということがありまして、ここではそういう施設の再配置の件について検討しているということを申し上げましたけれども、当然この施設の再配置等の中において、分庁舎のあり方、分庁舎をどうするのか、そして分庁舎をやって、新庁舎をどこにどういう形で総合庁舎をつくっていくのかということも、この配置計画の中で当然、議論が出てくるというふうに向っております。

その中で、ずばり、この公共施設の再配置云々は、10年単位でずんずんとやっていくというスタ

ンスにしておりますので、すぐ来年、再来年云々というようなことを今、公共施設等の再配置の中で盛り込めるのかどうかというようなこともあろうかと思えますけれども、これから30年後の状況、またそのときには、15%の施設面積を減らすようなことを目標にやっていくということで、10年ごとに見直ししながら、投資のできる財政力も見ながら、施設の再配置を進めていくというふうにしておりますので、その中で、一番最初のときの中で新庁舎の話が出て、どこまで踏み込めるかというようなことはあろうかと思えますけれども、いずれにいたしましても、今年度、庁舎等の建設検討委員会を設置する予定にいたしておりますし、当然、そういった議論がこの再配置の中に反映されてくるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、また皆さん方の御意見もお聞きしながら、分庁舎方式というのはいろいろな課題もあるということを常々申し上げております。皆さん方の御理解と御協力が得られるということであれば、総合庁舎の検討というふうに踏み込んでいくことになろうかというふうに思っております。

[13番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございます。

もう一つ、これは健康福祉部長の答弁にありましたように、お願い、要望なんです。南砺市での我々市民クラブの研修の中で、成婚者数が多いのに本当に驚きましたし、いまだにこうしたイベントが続いているということは、本当にすばらしいことだと思って研修をしてきました。

移住定住のほうは、本巣市にとって人口減少の歯どめにはなりますが、どっちかというとな隣の市町というのか、よそからの人口の奪い合いというような、こんな感じがします。それに比べ、結婚とか出産、子育て支援は、その市の中で人口をふやすということなので、大変すばらしいことだなあと、こんなことを思います。

南砺市がやっているような、こうした継続した活動が、見たところ、今後ますますこの事業は広がっていくんじゃないかなあと、こんなことを思っております。ぜひ、本巣市の中でも、先ほど健康福祉部長のお答えの中にもありましたが、これから考えていくということでありますので、子ども大切課のほうでやっていただけると思うんですが、これを研究していただいて、ぜひ進めていただきたいなあと、こんなことを要望しておきます。

企画部長の動画の件ですが、私もそのピザの動画は見ましたが、やっぱりちょっとストーリー性があったりかなあと、こんなことを思います。ただ風景を映すだけでもいいんですが、何かストーリーがあると、これは心を打たれて、全国どこでも見られる動画ですので、本巣市ってこんないいところなんだなあとというような感じがするんじゃないかなあと。大変よかったですと思います。これからも研究して、続けていっていただきたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

### 日程第3 一般質問

#### ○議長（上谷政明君）

日程第3、一般質問を行います。

引き続き、7番 高田文一君の発言を許します。

#### ○7番（高田文一君）

それでは通告に基づきまして、4点について順次お聞きをしていきたいと思っております。

4点につきまして、2点目の地域公共交通につきましては、過去に私も何度も質問をさせていただいております。自分自身の総括質問にしたいというふうに勝手に思っております。

3番目のコミュニティ・スクールにつきましては、全く新しい制度でございますが、質問したいと思えます。この任期の最後ではございますけれども、新しい制度でございますので、質問をしたいと思っております。

4項目めにつきましては、既に昨年、質問しておりますが、引き続きお聞きをしていきたいと思っております。

1項目めの健康づくりにポイント制の導入については、健康増進とか受診率などについては、過去に何度も質問をさせていただいておりますが、少し今回は視点を変えてお聞きしてきたいと思っております。

このポイント制につきましては、先進地でありました静岡県の藤枝市も取り入れておりましたし、個人的には、資料収集の研修ではございますけれども、袋井市も少し勉強させていただいたところでございます。

健康増進につきましては、市には幾つか計画はございますけれども、改めて申し上げますと、健康増進計画というのがございます。これが平成25年から31年までの計画でございます。健康増進における取り組みの推進の基本は、個人の健診結果をよく見ていくというようなことを基本方針にされていますし、また保健事業の実施計画、データヘルス計画でございますけれども、これは27年から29年までの計画でございます。健康寿命の延伸、医療費の抑制を目指すというような基本的なことが書いてありまして、この計画と一体的な計画では、第2期の特定健診等実施計画というのがございます。

さらに、27年の3月に発表されました特定保健指導実施率向上に役立つ好事例集、好というのは好ましいという意味でございますけれども、この事例集が発表されています。これは、本巣市が非常に優秀な成果を上げているということで、厚労省へ保健師がヒアリングを受けていると。これが全国版として発表されたものがございます。

そんなことから、本市では健康増進の施策の基盤が継続的に確立されているというふうに私は思っておりますので、今回、改めて少し視点を変えながら御質問をさせていただくわけでございます。

急速に高齢化が進む本市にとって、市民の健康増進を図ることは重要な課題であり、健康増進施

策も本市の重要な行政施策として位置づけられております。

そこで、「ポイントをためて特典ゲット」ということで、市民が楽しみながら健康づくりに参加し、心身ともに健康を目指す施策としてポイント制を導入する考え方についてお伺いをいたします。

これは、市民の健康生活をつくる戦略的な推進をし、小さなまちから健康日本一を目指す取り組みにしてはどうかあというふうに思っています。

もう一つ、日本一というのは、御存じのように、市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、住みよいまち日本一を目指すというのを大きく重要施策として掲げておられますので、日本一なら、もう一つ日本一もどうだろうというふうに考えたところでございます。

最初の質問でございますけれども、各種検診、健診、診査された方及び健康相談とか、教育とか、教室、予防接種とか、いろいろあるわけでございますけれども、そういう参加された方に一定のポイントを進呈して、これを例えばもとまる商品券に交換できるなどの考え方について、お伺いしたいわけでございます。

同じように、まだ数日前に報道されておりましたが、JAぎふが乳がん検診にクーポン券を贈呈して、ある程度の定期預金のようにございますけれども、無料でクーポン券を提供すると新聞に出ていたましたが、そういういろんなことを考えながら、市民の、あるいは県民の皆さんの健康を少しでも守りながら、予防しながら、ひいてはやっぱり医療費抑制ということになるのではないかとあいうふうに思っておりますので、この点についてお伺いをいたします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

**○健康福祉部長（久富和浩君）**

それでは、健康づくりにポイント制の導入についてお答えをさせていただきます。

本市では、国の健康・医療戦略により、65歳未満の早世死亡の減少及び健康寿命を延ばすため、本巣市健康増進計画に基づき、健康づくりを推進しております。

特に、各種検診の受診を促し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めておりますことや、検診結果とあわせて保健指導を実施するなど、市民の健康づくりを推進しているところでございます。

本市の平成27年度における主な検診の受診率につきましては、特定健康診査が49%、青年健診が36%、節目検診が77.3%となっております、近年の受診率は横ばいとなっております。

議員御提案の、各種検診や健康教室等に参加することでポイントを獲得し、もとまる商品券などの景品がもらえる制度を導入することにより、各種検診の受診率向上が見込まれることや、市民が楽しみながら健康づくりに取り組むことで、健康意識の向上や健康寿命を延ばすことが期待できるのではないかと考えており、今後、ポイント制の導入について検討してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

**○議長（上谷政明君）**

高田文一君。

○7番（高田文一君）

導入を検討していただけるということでございますので、2つ目の質問に入っていきたいと思えます。

2つ目は、今度は健康ウォーキングなどを計画して、それでまた豪華賞品を贈呈してはどうかというふうに考えています。既にセラピーロードの散策などもございますし、例えば定期的にと、議員の中もお見えですが、毎日歩いておられる方がおりますが、そういう散歩なり、歩いている方が積算していくと、例えば岐阜県を1周できたと。あるいは、もっと東海道を完歩したというようなものを、これも楽しみながら自分で歩き、健康をつくっていくという意味でも、そんなことを一つ考えているんですが、この件についてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、各種の健康ウォーキングを計画し、豪華賞品を贈呈する考えはどの御質問につきましてお答えをさせていただきます。

近年、市民の健康志向の高まりによりまして、健康の維持・増進のためのウォーキングは、取り組みやすく、日常生活の中でも盛んになってきております。

本市におきましては、現在、健康ウォーキングは実施しておりませんが、年間を通じて定着をしておりますスポーツカーニバル、市民運動会、もとす遊RUNジョギング大会、早春淡墨桜浪漫ウォークなど、健康維持・増進のためのスポーツ行事も実施されておりますので、これらの事業におきましても、先ほど答弁させていただきましたポイント制に含めた形で検討をしてみたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

1番のことと含めて、今後、導入について検討していただくということでございますが、冒頭に申し上げましたように、藤枝市とか袋井市はそのようなことを取り入れているんですが、県内でこんな方法を取り入れているような状況、あるいは情報をお持ちでしたら、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（上谷政明君）

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、お答えさせていただきます。

近隣自治体のポイント制の導入状況につきましては、岐阜市、羽島市、山口市が現在、実施しております。

岐阜市では、「ぎふ健幸チャレンジ2017」として、健康診査やがん検診などの受診や、岐阜シティマラソンなどの市が指定する健康づくりのイベントへの参加、市内の健康ステーションの利用や目標とする日常の健康づくり活動を1つ選び、実施できるとポイントが獲得でき、設定されたポイントに達しますと、抽せんに応募し、景品が当たる仕組みとなっております。

また、羽島市では健康ポイント制度、山口市におきましてもアクティブプラス10といった、岐阜市と同じような内容で実施がされております。

このほか、健康ポイント制の導入につきましては、本定例会において可決いただきました岐阜市及び本巣市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の中の別表にお示ししております生活機能の強化に係る政策分野の1つ目、県域住民の健康寿命の延伸につながる取り組み、医療需要に対応した体制の確保等、地域医療の充実に向けて取り組む具体的連携事業としても検討してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

導入を検討していただくことと、今、連携都市圏の話が出て、説明いただきましたけれども、そのことも含めて検討していただけるようでございますので、1番目については終わりたいと思います。

それでは、2番目の本巣市の地域公共交通についてお伺いします。

これは、冒頭にも言いましたように、過去、何回も何回も質問を繰り返しておりますけれども、改めてお聞きをしていきたいと思っております。

一般的には、近隣の近年の状況につきましては、少子・高齢化を背景に、公共交通のあり方が多様化していて、一方では、岐阜バスもそうでございますけど、路線バスの廃止やら、縮小やら、そんなことで移動手段に事欠く移動・交通弱者が生まれてきております。

こんな状況下で、デマンドタクシーなどが代替交通として、取り組みが各地で進んでいます。その移動・交通弱者は、そういうことで確実に生まれ、多くなってきているところでございます。それで、代替手段として、比較的狭い地域で回るコミュニティバスやタクシー事業者に運行を委託する予約型デマンドタクシーの登場があるということが最近の状況ではないかと思っております。

そこで、決算書の事業効果を見てみますと、27年、28年、29年度とバス運行事業の事業効果というところで、デマンド運行を含め、より利便性の高い市営バスを目指し、地域公共交通活性化協議会において、今後の市営バスのあり方について検討すると書いています。

デマンド交通については、私は3月の委員会で質問しましたら、地域の公共交通として計画をしたいというふうに答弁いただきました。それから、毎年毎年実施されております、平成23年度から

利用者のアンケート調査が行われておりますが、その中で実施や利用実態や運行サービスの改善、要望等を把握しておられると思いますので、順次、お聞きをしていきたいと思っております。

1番目は、市営バスの9月1日付の改正ですね、この改正のプロセス。これが配られておったと思いますが、各家庭に、この市営バスの改正のプロセスについて、まず最初はお聞きをしたいと思っております。

これは、ことし3月の委員会の中で、私がちょっと質問をいたしましたら、当時、課長でいらっしゃいましたが、いろいろ細かく答弁をいただいたんですね。その中でも、本巢の北部線につきましては、本巢のバローに新たなバス停を設け、あるいは真正線につきましては、乗っている時間が長いということも含めまして、来年度、モレラの乗り継ぎ場所としまして2路線に配線する等々の細かい答弁をいただいたんですが、こんなことがやっぱりそのプロセスの中でも検討されて、今回の改正になったのではないかなというふうに思っておるんですけども、1番についてお聞きいたします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、来月1日からの市営バスの改正につきましてお答えをさせていただきます。

市営バスの改正につきましては、毎年実施しております利用者アンケート及び昨年8月から9月にかけて実施いたしました「公共交通に関する住民アンケート調査」、これは市内4,000世帯で、回収が1,301世帯でございましたが、この結果や、本年2月にモレラ岐阜におきまして公共交通のワークショップを開催し、市民やバス利用者、あるいは岐阜工業高等専門学校の生徒、公共交通の事業者等に参加いただきまして実施したわけでございますが、こうした意見の中で、所要時間が長く、目的地までの時間がかかる、あるいは樽見鉄道や岐阜バスへの乗り継ぎが悪い、行きたいところにバス停がない、運行本数をもっとふやしてほしい、中には市営バスの存在すら知らなかったというような意見も出ておりましたが、こうした意見を踏まえまして、今回、医療機関や公共施設等へのバス停の新設、路線1周当たりの所要時間の短縮を図るため、運行路線や運行時刻の改正を行うものでございます。

具体的には、本巢北部線につきましては、バロー本巢文殊店までの延伸及び本巢郵便局にバス停を新設するものでございます。これによりまして、時間にしましては、従来80分ほどでございましたが、延伸によりまして85分程度になるということになります。

また、本巢・糸貫線につきましては、ぬくもりの里や自治会公民館、医療機関にバス停を新設するほか、モレラまでの所要時間を短縮するものでございます。この時間につきましては、従来、68分かかっておりましたものを59分に改正するものでございます。

もう一つの路線であります真正線につきましては、2つの医療機関にバス停を新設するほか、本巢・糸貫線と同様にモレラまでの所要時間を短縮するために路線を2分割するものでございます。

この路線につきましては、従来、65分ほど所要時間が必要でしたが、分割によりまして、それぞれ42分、それから44分程度で周回できるものとなるものでございます。

いずれの路線におきましても、岐阜バスや樽見鉄道との接続性を向上するために運行時間を改正するものでございまして、全ての時間帯というわけにはいきませんが、時間帯によりましては待ち時間が非常に短縮されるという時刻表になっております。

なお、この改正につきましては、本年3月に、市営バスの中にこうしたものを張り出しまして周知いたしておりますが、こうしたことによりまして御意見を聞きながら、パブリックコメントを踏まえまして、5月に開催されました地域公共交通活性化協議会において御承認をいただき、新路線及び新時刻表の改正をするものでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

多くの市民の皆さんの声を大切にしながら、見直していったり、考え方を変えていったり、そういうことをされてきたということでございますけれども、そういうことで、2番目ですが、今後もそういう利用者、あるいは市民のアンケートなんかを調査しながら、運行方法、また公共交通機関活性化協議会で決められるのか。今、パブリックコメントという話がございましたが、そういうことも含めまして、今後もそういう方法で運行方法などを検討されていくのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、2点目の御質問にお答えさせていただきます。

市営バスの路線や時刻表の改正につきましては、利用者アンケート結果とか、自治会からの要望を踏まえまして、改正案を公共交通活性化協議会で御承認いただき、改正を行ってきたところでございます。

この公共交通活性化協議会は、平成19年度に組織されまして、公共交通に関する学識経験者及び公共交通利用者、公共交通事業者、関係する経済団体、警察、関係行政機関で組織されておりますが、市の総合的な交通施策の推進のため、道路運送法等の規定に基づきまして、市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、実情に即した運輸サービスの実現に必要な事項を協議していただき、これまで市営バスの編成について議論を重ねていただいたところでございます。

持続可能な公共交通を確立していくためには、各交通事業者や行政、市民、利用者等が協働していくことが利便性の向上につながると考えております。市民や交通弱者等の意向も十分踏まえまして、鉄道や民間事業者による公共交通、広域幹線バスなどを含めた総合的な公共交通連携計画を次



年度以降に新たに作成しまして、公共交通活性化協議会で御協議いただきながら、運行方法の決定をしていきたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

そこで、今、新しく総合的な公共交通連携計画ですか、これを次年度以降に計画していきたいという新しいことですが、次年度以降ということは、少なくとも平成30年度には予算化をしていくというような計画なのかどうか、それについてお聞きをしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

再答弁を。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

現在、今年度から、ある意味では新計画の準備に入っておるところでございますが、できれば来年度、予算を計上させていただきながら、計画の策定をしていきたいと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

よろしく申し上げます。

市民の利便性向上のためということでございますので、その計画についても大変期待をしております。

それでは次、3番目ですが、デマンド型運行の計画でございます。

これは、私以外にも議員の方から質問が過去にもございましたけれども、いよいよどういうふうにしていくのか、どういう方向性を持つのか、そろそろ見出していかななくてはいけないのかなと私も思っています。

これも28年度の本会議の一般会計の中で私質問しましたら、当時、28年度におきまして、これは3番、4番とも関連してくる答弁かと思いますが、本巢市、瑞穂市、北方町、大野町が連携をしまして、地域の課題を整理した上で、地域の実情に合った交通体系の構築と通勤・通学の拠点であるJR穂積駅までのアクセスの向上を図るための検討やアンケート、それから社会実証計画、そういうのを作成しながら、4市町で連携して進めてまいりたいと考えております。その次なんです。そのような体系に基づきまして、デマンド交通のあり方もあわせて検討していく必要があります。これは28年にそういうふうにお答えをいただいていたところでございますので、ぜひ3番目のデマンド型運行の計画について、お聞きをいたします。

○議長（上谷政明君）

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、デマンド型運行の計画についてお答えをさせていただきます。

デマンド型運行の取り組みにつきましては、平成26年度に先進地であります長野県安曇野市へ職員が視察したりとか、ほかの市町の導入事例についての情報収集、あるいは学識経験者等からデマンド導入に対する留意点等々の助言を受けながら、現在まで検討してきたところでございます。

デマンド型交通のメリットといたしましては、定期型交通に比べ、予約による運行となることから、輸送効率がよくなり、費用負担が軽減されます。また、運行ルートを固定しないため、公共交通空白地をカバーすることが可能になります。

いろいろと運行方法につきましてはあると思いますが、ドア・ツー・ドア等でいけば、こうしたことも可能になるということでございますが、またデメリットといたしましては、定期型交通に比べ、利用者1人当たりの運行経費が高いこと。予約という仕組みがなじまないこと、車両数を相当数確保する必要があるという点でございます。このようなデメリットから、既にデマンド型交通を導入している市町の7割が見直しを考えている状況でございます。

デマンド型交通を導入するに当たりましては、その適性を把握し、路線バスやコミュニティバス、タクシー等、その他交通手段とあわせた地域の公共交通ネットワークを形成する上で、デマンド型交通がどのような人を対象に、どのような移動に対し、どのような輸送サービスを提供するかを明確にしまして、先ほど答弁させていただきました新たな公共交通連携計画の中で、交通空白地帯となる地域などにつきましてはデマンド交通も一つの手段ということにつきまして検討を進めながら、地域公共交通の確立を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

デマンド型の導入についても、計画とともに今後検討していくということでございますので、よろしくをお願いします。

それでは、4番目に入っていきたいと思います。

地域乗り合いバス路線の維持費・補助金の今後についてでございますが、これも予算書の説明資料を見ますと、年々利用者といえますか、利用客数がやっぱり増加傾向にあるというふうに言っていますし、路線の運行が継続されることによって、利便性の確保を図ることができるというふうに、大きく2つを効果として上げられております。まさにそうかなと思いますが、いろいろ雑音が入ってきておりましたので、改めてお聞きをします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

地域乗り合いバスの維持補助金でございますが、平成17年4月に岐阜市方面への通学・通勤の手段として利用されてきました名鉄揖斐線が廃線になりまして、市民の皆様、とりわけ南部地域の皆様におかれましては、不便になったというふうに感じておられると思っております。

こうしたことから、本市では通勤・通学等の重要な移動手段である岐阜バス、現在の大野・穂積線でございますが、こうした公共交通機関が赤字を原因として廃線にならないように、現在、支援しているところでございます。支援としましては、国・県及び沿線市町というところでございますが、こうしたところで支援しているところでございます。

現在、支援しております大野・穂積線につきましては、年間の利用者数が平成25年度の4,895人から、平成28年度は7,757人と大きく増加しており、市民に多く利用していただいているところでございます。

こうした状況を見ますと、先ほども申しましたように、通学・通勤はもとより、市民生活において重要な路線ということを考えておりますので、今後につきましても、引き続き御支援をさせていただきたいというふうを考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

支援を続けていっていただきたいと思います。

それで、最後に私のお願いになるかと思いますが、公共交通と市独自の事業がございますね。全く違いがあるんですけども、重度心身障がい者の方のタクシーとか、高齢者のタクシーとかがある。これは全く公共交通とは違いますけれども、このタクシーの目的を見ますと、自立と社会参加、後者は健康増進と介護予防を目的にするということでございます。

これを広く言えば、先ほどから言っていますように、答弁の中でも出ていますように、利便性の向上ということ言えば、市民の皆さんの交通弱者の移動手段として、これは幅広く各課と連携を進めていただきまして、そういうことも認識されていると思いますが、広くそういう立場の弱いといえますか、弱者の方の足として、幅広く市民の皆さんの声を聞きながら、今後とも進めていっていただきたいというふうにお願いをして、この2項目については終わりたいと思います。

それでは、3項目めのコミュニティ・スクール制度の導入でございます。

先ほど、少し教育長が答弁の中でちょっと触れられておりましたが、私は近隣のあるまちが、新聞を見ておりましたら、導入に取り入れるというような発表というのか、記事を見ましたので、これはどういうことかなあと。不勉強もございますので、改めて御質問をさせていただきます。

コミュニティ・スクールというのは、学校運営協議会制度でございまして、学校と地域住民とが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みとされています。

29年4月は、これは施行でございまして、実際には29年の3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が3月に改正されて、4月1日から施行されているものでございます。それには、設置が努力義務化されましたと、この辺、黒い線で書いてあった書類がございましたので、この制度について、概要をお聞きしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、コミュニティ・スクール制度の概要についてお答えをします。

コミュニティ・スクールとは、地域とともにある学校を合い言葉に、学校と保護者、地域の皆さんが、どんな子どもを育てたいのかをきちんと共有し、その成長を見守り、ともに支え合いながら、保護者や地域の皆さんの声を学校運営に生かす仕組みです。

このコミュニティ・スクール制度を導入するためには、学校、保護者、地域住民の代表などから構成される学校運営協議会を設置する必要があります。学校運営協議会では、学校の基本的な教育方針等の学校運営について、協議、承認することが必須となっています。

現在、全国では公立学校の11.7%、3,600校がコミュニティ・スクール制度を導入しています。岐阜県内の公立学校の指定校は160校、指定校の割合は28.8%と高く、岐阜地区においては、岐阜市、山県市、北方町、羽島市などの学校がコミュニティ・スクールに指定されています。

先ほどお話がありましたとおり、国もこの4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正・施行し、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであると設置の努力義務を示したところです。

コミュニティ・スクールになると、今よりもっと多くの地域の方々に学校にかかわっていただき、地域の教育力を子どもたちのために、もっと多様に、またもっと積極的に活用することができると考えています。地域住民の考えや特性、多くの大人の専門性を学校経営に生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持ちます。子どもたちにとっては、教員や親以外の多くの大人から、さまざまな価値観や生き方について触れることもできます。

さらに、この制度は教育の場が学校であることのみにとどまらず、地域全体が教育の場であることを広く市民全ての皆様に周知し、地域の教育者になっていただけるよい仕組みであると捉えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

なかなかお言葉を聞いておってもぴんときませんが、一つは、学校評議員制度というのは現在ありますよね。その制度とどこがどういうふうに違うのか、少しわかりやすく説明いただけるとあり

がたいんですが、お願いします。

○議長（上谷政明君）

再質問の答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

評議員制度につきましては、各学校個々で位置づけられた制度だということ。さらに、運営協議会になることによって、特に文部科学省は3つの内容を運営協議会では示しています。

1つは、校長が作成した基本的な教育方針を承認する。さらには、学校運営に関する意見を述べる。大きくこの2点は、運営協議会になることによって、きちんと校長のほうへ地域の意見が届きやすいということになっていくというふうに考えています。

評議員制度については、本巢市内で特に充実をしてくれているわけですが、学校の評価委員会などの組織もあることから、非常に地域の人が多様な委員会に属して、会議を持たれているというところもありますので、運営委員会にすれば、それ1つで対応できるというよさもあるというふうに捉えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

わかりました。

それでは、2番目でございますが、制度の導入によって、先ほど岐阜市とか、山口市とか、羽島市、北方町などが既に制度を導入しているということでございますけれども、今後、本巢市では制度の導入予定がありますか。現在どのような計画をされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、コミュニティ・スクール制度の導入についてお答えをします。

まず、本巢市の現状についてですが、先ほどお話をさせていただいたとおり、全ての小・中学校には地域に開かれた学校づくりを目指して、学校評議員制度が位置づいています。また、中学校区ごとで、学校関係者評価委員会も行われています。

子どものために、地域の皆さんによるボランティア活動や登下校の見守り隊、学力向上サポーター、施設設備の管理支援など、本巢市は既に多くの方々からさまざまなお力添えをいただき、子どもたちを育てる土壌がしっかりとしています。

こうした視点から整理してみますと、本巢市内の小・中学校は、既に地域に支えられ、保護者や地域とともに子どもの未来をつくり上げるコミュニティ・スクールであると言ってもよい状況にあ

ります。

このような本巢市の現状を踏まえて、来年度、平成30年4月から、全ての学校で本巢市の特色を大いに生かした、本巢市型のコミュニティ・スクールを立ち上げようと考えています。

本巢市型コミュニティ・スクールは、中学校区に1つの学校運営協議会を立ち上げ、中学校区内にある小学校、そして幼稚園も合同の幼小中一貫教育型のコミュニティ・スクールとしていきたいと考えています。

これにより、幼小中学校を学園という言葉で、例えば一まとまりだと考えますと、根尾学園、本巢学園、糸貫学園、真正学園という4つの学校運営協議会ができることになります。

小学校へ入学した児童の約9割強が、市内公立幼稚園の卒園児であることは、本巢市のみ大きな特色でございます。学校運営協議会の委員に幼稚園長等関係者を位置づけ、育てたい子どもの姿を共有し、地域の方とともに同じベクトルで教育活動を進めてまいります。

中学校区に1つの運営協議会を立ち上げる理由を整理しますと、本巢市ならではの公立幼稚園、小学校、中学校を一貫した教育が円滑に接続し、地域の特性、特徴を生かした教育が展開されること。さらには、地域の委員さんの幼少中学校での会議の重複がなくなること、多様で広範な社会的つながりが高い教育効果を上げること、日常の連携が被災時などの力にもつながり、特に中学生がさまざまな防災活動の原動力となることなどが上げられます。

また、運営協議会で話し合われる内容は、これも先ほどお話をさせていただきましたが、校長の基本的な教育方針を承認する、学校運営に関する意見を述べることといたします。文部科学省が示す内容の3番目の、職員の任用に関して意見を述べるというのがあるんですけども、これは含めないこととして、本巢市型をこのように考えております。

いずれにしましても、この指定は、地域の全ての大人が地域の教育者であるということを自覚していただく大チャンスであると捉えて、学校と保護者、地域が心を合わせて地域の子どもを育む「地域とともにある学校づくり」を一層進めてまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。県下の近隣の市町が導入しているから、コピーではなく、本巢市型のコミュニティ・スクールを目指して、平成30年4月に導入していきたいということでございますので、ぜひその方向に向けて、今おっしゃったような内容も含めてお願いをして、3項目めについては終わりたいと思います。

それでは、最後の4項目めについてお伺いをいたします。

4項目めにつきましては、冒頭にも申し上げましたが、前回といたしますか、去年、質問をいたしました。そのときに、本巢市の宝であり、岐阜県、そして全国的な価値がある重要な文化財である。古墳群は広大なため、段階的、長期的な計画のもとに、国指定史跡の申請を進めたいというふうに

答弁をいただいていたんですが、1年になりましたので、ずうっとこの間の進捗状況をまずお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、船来山古墳群の国の指定史跡申請について、その後の進捗状況についてお答えをさせていただきますと思います。

船来山古墳群につきましては、平成27年度に、その現状と課題を整理いたしまして、船来山古墳群基本構想を策定いたしました。その後、基本的な方向性を盛り込んだ計画といたしまして、その計画の中で、古墳群は船来山全体に分布しておりまして、広大であるため、長期的、段階的な計画となっております。

その中で、まず第1次といたしまして、国の史跡指定に向けまして、船来山古墳群保存・検討委員会で、赤彩古墳と豪華な副葬品が出土いたしました重要な古墳群エリア約5ヘクタールでございますが、こちらを第1次の申請予定地といたしまして、優先的に取り組む方向といたしました。

その予定地は、眺望がよく、学習などの場として活用ができ、指定後の保存・活用事業の効果が見込めるエリアでもあります。また、古墳の風化や劣化が進んでいる箇所でもありまして、保存の必要性、緊急性が高い地域でもございます。

御質問の国への指定史跡申請につきましては、一部の地権者の方から、まだ同意を得ることができていない状況でございます。早期に国指定を受けられるように、現在も引き続き、地権者の方と協議をさせていただいております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

一部の地権者の同意がなかなか得られないということですが、具体的な細かいことは、交渉中ですので、なかなか答えづらいところがあるかと思えます。それは、強いてお聞きしませんが、概略ですね。どんな難しいところがあるのか。細かいことは、いろいろ交渉されるので結構ですが、答えていただける部分がありましたら、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（上谷政明君）

再質問の答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

同意を得られない理由でございますが、今、議員の御指摘のとおり、交渉中ですので細かい内容は差し控えさせていただきますが、市といたしましての船来山古墳群についての保存・管理の考え

方や、史跡整備の事業計画、維持管理、運営などの長期にわたる計画を説明させていただいております。その中で、地権者におかれましても、その古墳の価値や保存の必要性などについては御理解をいただいております。

しかしながら、計画の期間等でございますが、地権者の方の要望もございまして、その考え方と市の考え方と、一部相違点がございます。それについて、現在、調整を図っている状況でございます。

いずれにいたしましても、先ほどからお話がありますように、地域の歴史、文化を知るために重要な古墳群であるということから、文化庁及び検討委員会からの意見を踏まえまして、早い時期の史跡指定を得られるよう、地権者の方と引き続き協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

[7番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

事情はわかりました。

そんな事情はございますけれども、2番目なんですけど、今後の具体的なことになるかどうか、質問が悪いかもかもしれませんが、今後の予定につきましてお聞きをしたいと思っております。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

今後の手続でございますが、今後の具体的な手続といたしまして、地権者の方から同意をいただくというのが大前提でございますが、同意をいただいた段階で、国に対して意見具申を行いたいと思っております。その後、国の文化審議会において審議、議決を経て、国史跡指定される流れでございますが、国の史跡に正式に指定された後でございますが、史跡を適切に保存・管理していくために、保存活用計画や史跡公園等の整備計画を策定していきたいと思っております。適性な保存・管理をしていくための計画でございますが、国の史跡指定をいただいた後に進めていきたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

今、指定後の計画もお聞きをしました。まず、なかなか同意が得られないところをぶつかっていただいて、指定後の計画に進められるように切にお願いしながら、私の本日の4項目についての質



問は終わりたいと思います。

○議長（上谷政明君）

暫時休憩に入ります。15分ほど休憩をします。

午前11時03分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（上谷政明君）

再開します。

15番 後藤壽太郎君の発言を許します。

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして3つの質問をさせていただきます。

今回、本巣市議会を引退する私にとりましては、最後の一般質問であります。市長の答弁をよろしくお願いします。

そして、3つの質問のうち2つにつきましては、7月に亡くなりました高橋勝美議員が6月定例会で一般質問をするため提出された案件であります。本人は元気に退院して、この9月定例会で再度質問する予定でありましたが、残念ながら帰らぬ人となりました。よって、私が高橋議員の追悼の意も込めまして質問をさせていただきます。よろしく御答弁のほどお願いをいたします。

〔「頑張ってください」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、大きい1番目の空き家対策についてであります。

県は29年度危険空き家撤去を促進するため、危険な空き家の撤去に取り組む市に対して、費用の一部を財政支援することになっているということであります。

空き家所有者の撤去費用を市が助成する場合、助成費の3分の1を県が補助するほか、行政代執行の費用も補助対象に加え、市による空き家撤去を促進することとなっております。

また、行政代執行は全ての市が対象で、所有者から回収できなかった費用の3分の1を県が補助することであり、2015年5月に全面施行された空き家対策特別措置法は、危険な空き家の強制撤去など市の権限を強化し、国は撤去に係る市の負担の半額を補助するものであります。

ただし、跡地利用しない場合は対象外のため、市から新たな補助制度を考えている市があるということでもあります。

2016年度の岐阜県内の市町村による危険な空き家の撤去は、大垣市が行政代執行で1件のみでありました。17年度は行政代執行を含めて、40件ほどを見込まれているとのことでもあります。

そこで質問であります。倒壊の恐れがあり、景観上も悪い空き家がある場合、市による空き家撤去、また行政代執行はできないのか、総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの御質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、空き家の撤去についてお答えをさせていただきます。

空き家対策の推進に関する特別措置法では、まず空き家の定義でございますけれども、建築物、またはこれに付随する工作物であって、居住その他の使用がされていないことが常態であるもの及び敷地と定義されているところでございます。

適切な管理が行われていない空き家等につきましては、この特措法に基づきまして、空き家等の所有者に対する適切な管理を呼びかけているところでございます。

議員御質問の空き家撤去につきましては、特定空き家ということになるかと思いますが、この特定空き家につきましては、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れとなる状態、または著しく衛生上有害となる恐れのある状態など、放置することが不適切である状態である特定空き家について、空き家特措法に基づき、除却、修繕等の必要な措置を求めることとなります。

この特定空き家に認定するまでのフローを少し述べさせていただきますが、空き家等の撤去を行う場合には、空き家等のうち、その特定空き家に該当するかを判断するために、まず立入調査を実施することから開始しまして、判断基準に基づき特定空き家等の判断を行うこととなります。特定空き家等と判断した当該建築物に対しましては、まず最初に助言・指導を行い改善を求めていくこととなりますが、行政指導を行っても状況の改善がなされない場合には、さらに強く措置を求めるための勧告や命令により、改善を求めることとなります。

これらの経過を経ても、なお改善が見られない場合、最終手段として行政代執行により、当該建築物の撤去を行うこととなりますが、その当該費用が全国的に代執行した市町の事例を見ますと、この費用を所有者等が負担されない場合がほとんどでございます。特に所有者が不明である場合は、ほとんどが回収できないという状況でございます。この回収につきましては、税金を投入して代執行することとなりますので、住民の同意等が必要になる等々のことが考えられます。したがって、慎重な対応をとる必要があると考えております。

倒壊の可能性がある空き家等による周囲の影響につきましては、懸念されるところでございますが、空き家特措法にも規定されておるとおり、家屋につきましては、所有者等がみずから適切に管理・除却するものであると考えておりますので、今後におきましても、引き続き県や関係部局と連携しまして、特定空き家等の適正な管理や除却等につきまして、所有者に対し指導・要請を行っていくこととしておりますが、空き家等の危険性を十分認識しまして、特定空き家とならないよう空き家バンクへの登録の奨励や、国・県による補助制度を利用しながら、空き家等の適切な管理に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

後藤壽太郎君。

**○15番（後藤壽太郎君）**

昨年だったですかね、辻屋のちょう町の中で、本当に危ない状態で瓦が落ちたとかというふうな中で、あれは行政代執行でやられたんじゃないかなかったですかね。

〔「個人」と呼ぶ者あり〕

それは失礼しました。

息子さんが、子どもさんが見えるということで、結構その前にもいろいろ子どもさんにもお願いをした経緯があったと思いますが、そういうのは先ほどの代表質問の中でも、根尾のほう、そして外山のほう、人口が順番に減ってきているという、そういう事実もございますし、空き家がふえているという事実もあります。

それで、本当に今後その行政代執行をする必要性がやっぱり出てくるんじゃないかなということをおもいますので、今後の本巢市のいろいろ法改正をするか、またつくりながら対応できるようにしていただきたいなあということをおもいます。

それでは、続きまして2番目に移ります。

市内の特定空き家の状況を、お願いをいたします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、市内の特定空き家の状況についてお答えをさせていただきます。

市では平成27年に市が行った調査によりますと、市内の住宅における空き家等は、現在266件でございますが、このうち特定空き家等に該当する建築物の件数につきましては把握しておりません。これは、先ほど述べさせていただきましたが、特定空き家等に判断の基準がございますので、こうした判断の基準を踏まえて特定空き家として認定するものでございますので、特定空き家等については把握していないという状況でございます。

空き家特措法では、市町村は危険に関する対策を総合的に実施するために、空き家等対策計画を策定することができるとされており、その計画では、空き家等に関する対策の基本的な方針を定めるほか、特定空き家に対する措置を規定することになります。

この中には、特定空き家等としての判断基準も含まれるものであり、空き家等を特定空き家等として判断する場合には、所有者に対して行政指導の処分を行うこととなりますことから、明確な基準を設け措置を講ずるべきかどうかを判断することとなります。

いずれにいたしましても、空き家対策につきましては、地域の重要課題でございますので、推進していくために本市としましても、空き家等対策計画の策定を早期に進めるとともに、空き家対策に関しましては、関係部局の多岐にわたるといった点もございますので、連携をとりながらこうした対応がとれるように、内部組織の仕組みづくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

ありがとうございます。

仕組みをつくっていくということを書いてもらえましたので、ありがたいなあということを思っておりますが、現在266戸の空き家があって、そのうちのまだ特定というのは把握していないというふうなことでありますが、実は私の部落にも棟がもう落ちてしまって、本当にもう今にも倒れそうという家があります。それは、道路からちょっと入っていますので、ほかに影響するということがなかなかないんですが、その人は旦那さんが死んでまってから奥さんが外へ出てかれて、本当に奥さんだけで見えますので、これを本人にやってもらうといっても、なかなか大変じゃないかなということを思いますが、どちらにしてもそういう対処をできるように早急な法改正というか、つくってもらいたいと思いますのでお願いをいたします。

続きまして3番目、空き家撤去後の固定資産税についてであります。

特定空き家に係る土地については、固定資産税の特別措置法の対象外にする地方税法の改正が、平成28年度から実施されると聞いておりますので、この分についてお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、空き家撤去後の固定資産税についてお答えさせていただきます。

現在、宅地のうち住宅用地の固定資産につきましては、住宅1戸当たり200平方メートル以下の小規模な住宅用地の課税標準額を評価額の6分の1に、200平方メートルを超える一般住宅用地の課税標準額を評価額の3分の1に軽減する特例措置が設けられており、その住宅が滅失した場合には、住宅用地の特例措置から除外される規定となっております。

なお、特定空き家等に係る住宅用地につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴いまして、地方税法第349条の3の2第1項の改正が、平成27年5月26日から施行されておりまして、空き家特措法第14条2項に規定する勧告でございますが、先ほど少しフローを述べさせていただきましたが、勧告がなされた特定空き家の住宅用地につきましては、平成28年度課税分から住宅用地の特例措置が除外されることとなっております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

今、北と南を分けると、南のほうは本当に不動産屋さんが入って、次をきちっと、たとえ小さな金額でも、売ったり、貸したりすることができると思うんですね。それが、なかなか北部のほうに関しましては、それも大変難しいというようなことで、本当に空き家になって、子どもたちがそれをきちっと本屋を壊して、そして南に住んだら、また住まならんというふうなことになってくると思います。これはもう近い将来そういうふうになりますし、そして田んぼにしても、畑にしても本当に管理する人間がいなくなったということが起こる状態であります。

それで、今私たちは、いろいろなことで空き家対策とか、そして田んぼの管理等々をやっておりますが、これがまたいつまで続くかというのも、大変微妙な部分もありますので、やっぱり行政として本当に考えていただく時期が来たなということを思いますので、ぜひいろいろ面において御指導、御協力を願いたいなということを思います。

続きまして、4番目に空き家バンクの事業推進についてであります。

平成27年3月議会で、高橋議員が質問をされました、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、岐阜県におきましては本法の趣旨を踏まえて、空き家対策の基本的な考え方として、空き家等対策に係る対応方針及び危険空き家等対策マニュアルが平成27年1月に策定をされました。

空き家の実態把握の実施と情報共有、特定空き家等の解消、特定空き家にしないための予防を県と市町村、そして民間事業者等が連携して取り組むこととしております。また、根尾地域だけに限らず市内でも空き家が発生しておりますことで、今後継続していきたいと考えておりますと前回述べてみえます。このことと回答をいただいておりますのでお尋ねしますが、今何件くらいの登録をされておりますか、お尋ねをいたします。

#### ○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

#### ○企画部長（大野一彦君）

それでは、空き家バンク事業の現在の状況につきまして、お答えをさせていただきます。

本市の空き家バンク事業につきましては、先ほど議員が申されましたように、平成27年3月の定例会の一般質問におきまして、故高橋勝美議員から御質問いただき、その後、市におきまして制度を創設し、平成28年度から運用をしているところでございます。

本市の空き家バンク制度につきましては、北部地域、南部地域に限らず市内全域を対象といたしまして、岐阜県宅地建物取引業協会岐阜北支部と連携をいたしまして、空き家所有者向けの相談会の開催など、空き家バンクへの登録を促進しておりますとともに、市が行っております田舎暮らし体験事業におきましても、空き家バンクに登録された物件を見学する機会を設けるなど、利用の促進もあわせて行っているところでございます。

また、利用のための助成制度につきましても、移住・定住補助金に加えて、空き家改修補助金や、空き家家財道具処分補助金を設け、空き家バンク制度の推進に努めております。

御質問の空き家バンクの登録状況につきましては、今までに19件の空き家が登録され、そのうち

9件が成約に至っている状況でございます。

一方空き家を利用したい方の登録は37件でございます、今後その需要に応えるための供給物件の登録件数を、ふやしていく必要があると考えております。

また、田舎暮らし体験事業におきまして、空き家の見学会や、空き家のリノベーション体験などを行いました結果、参加者が空き家バンクの制度を利用され、成約につながりましたことから、今後も他の移住・定住関連事業との相乗効果を図りながら、事業成果を上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

ありがとうございます。

19件の空き家登録があって、そのうちの9件ということで、半分近くが利用していただけるということで、本当にありがたいことだなあということを思いますが、うちのグループにおきましても、まだ空き家がたくさんあるんだけど、その中に位牌があつたりとか、いろいろな部分において、なかなかそれをじゃあ貸すということに至っていないというのが現状であります。それで、そういう人というのは、やっぱり市外に皆さん住んでみえて、そしてこういういい制度があるということ、なかなか知らないという部分も多々あると思うんですね。そこら辺を本当に本巢市の、そういう広報等ともっときちっと利用できるように、またすぐ検索しやすいように、そこら辺も上手にやっていっていただきたいなあということを要望いたします。

それでは、続きまして大きい2番目の移住・定住事業についてであります。

本市における岐阜県は、2016年度の県外からの移住者が1,310人と発表がありました。1,310人のうち統計をとり始めた10年以降、過去最多となったということでもあります。移住情報の発信拠点は、清流の国岐阜移住交流センターで、15年4月に東京都、16年の4月には名古屋市、大阪府に設置しており、県の移住・定住まちづくり室は、相談対応を続けてきたところでもあります。

県内の魅力が、移住希望者に浸透してきたのではないかと県のほうでは見ております。統計値は市町村の相談窓口や、移住・定住に関する支援を通じて、生活の拠点を移した人の数、地域別では大阪府、京都府など関西圏からの移住者が105人で全体の43.8%に急増したほか、愛知県からの移住者は703人で、4.9%で約半数となっております。

世帯主の年齢は30代が37.3%、20代以下が35.7%を占めていて、移住先は東濃地方で増加が目立っております。東海環状自動車道の利便性を生かし、住宅造成が進む中、土岐市が前年度の84人から168人に、移住支援制度を充実させた中津川市が84人から136人に、恵那市が93人から136人に増加したということでもあります。

市は、移住・定住事業費に今年度4,832万5,000円の補助金を全部で計上されておりますが、どのような宣伝をされる予定ですか、お尋ねをいたします。

初めに、本市の現状はどのようなのですか、企画部長にお尋ねをいたします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、お答えをいたします。

本市における移住・定住事業でございますけれども、平成28年度に本市の何らかの移住・定住に係る支援策により、他の市町村から移住された方の実績といたしましては、移住・定住補助金など住宅取得支援制度を活用して移住された方が、29世帯89名、空き家バンクを活用して移住された方が、6世帯15名、その他といたしまして、地域おこし協力隊として本市に移住した2世帯4名となっておりますが、合計の実人数といたしましては、34世帯103名の方が、28年度中に本市に移住していただいております。

移住者を地域別に見ますと、県内からの移住者が87名で全体の84.5%と非常に多く、次いで愛知県が9名で8.7%、関東圏が4名、三重県が3名となっております。

また、年代別に見ますと、30代が最も多く、59名で全体の57.3%を占めており、次いで20代以下が22名で21.3%、40代が18名で17.5%、50代が4名で3.9%という状況でございます。

県内からの移住者の地域別では、瑞穂市が6世帯22名、北方町が6世帯19名、岐阜市が6世帯16名となっており、年代別に見ても比較的若い子育て世代の方が、本巣市周辺市町から移住されていることから、本市の充実した子育て支援策に加え、岐阜市や大垣市などへのアクセスのよさや、自然と都市が調和した住環境の中で子育てをしたいというニーズにマッチしているのではないかとこのように考えております。以上でございます。

[15番議員挙手]

**○議長（上谷政明君）**

後藤壽太郎君。

**○15番（後藤壽太郎君）**

今聞いておりますと、34世帯103名の方が28年度中に本市に移住してきたというふうなことであります。本当にありがたいことだなあと。北部のほうではずっと減っておりますが、南部のほうへそうやっていい施策をすることによって、若い世代が来てもらえるというのはありがたいなあということをおもっております。

そんな中で、田舎暮らしの本というのがここにあるんですが、これもかっちゃんに借りましたが、田舎暮らしの本を見ましたら、働き盛りの世代が、地方で仕事を見つけるための5つの条件がありまして、1つが自治体の移住相談窓口を活用する。2番目が業種を限らず幅広く構える。3番目が収入・支出、暮らし方をセットで考える。4番目が教育費は、高校・大学まで見越して考える。5番目が夫婦で世帯収入を確保するのでというのがありました。

移住・定住促進に積極的な自治体は、仕事、家、子育て、教育といった多岐にわたる相談に一括

で対応できる体制を整えていることでもあります。

また、地方移住の盛り上がりの背景には、生活の質向上への期待があり、地方へ移住をすると収入は減るが、支出も減る、通勤時間も短くなる、残業が少なくなる、家族との時間がとりやすい、子育て環境にも恵まれているということでもあります。

この市でも、今施策によってということを言われましたが、本当にいい施策をしているんじゃないかなということを思います。

また、その若者世代がふるさとの地方移住、地方都市へのUターンが急増しているということでもあります。

それで、2番目の質問に移ります。

今後PRをどのようにされる予定ですか、企画部長にお尋ねをいたします。

#### ○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

#### ○企画部長（大野一彦君）

それではお答えいたします。

今年度の移住・定住促進事業につきましては、議員が先ほど申されましたように、全体で4,832万5,000円を予算計上させていただいております。その内容につきましては、移住された方への補助金や、空き家見学ツアーの経費、また県外で行われます移住相談会への出展費用などでございますが、その大半が移住された方への補助金でございます。今年度から南部地域への移住・定住補助金を拡充いたしまして、促進を図っているところでございます。

こうした本市の支援策を初め、本市への移住・定住を促進するためのPR手段といたしまして、まずは本気で移住を検討してみえる方を対象に、田舎暮らし体験ツアーを実施してまいります。

この事業は、昨年度にこれまで行っておりました田舎暮らし体験ツアーを、ブラッシュアップをいたしまして、たとえ参加者が少なくなりましたが、具体的に移住を検討されている方を募集することにより、移住に向けリアルな田舎暮らしの情報を提供しようとするもので、平成28年度は2回開催をいたしまして9組27名の方に参加をいただき、そのうち3組の方が空き家バンクに登録され、うち1組の方が実際に移住をされたところでございます。

また、北部地域の豊かな自然の中での暮らしを憧れる方に対しまして、昨年度開設といたしました、移住・定住ポータルサイト「ネオトヤマライフ」により、継続してガイドブックや、SNS、PR動画などを活用しながら情報発信を行ってまいります。

次に県外で行われます移住相談イベントでのPRも予定しております。県が主催する名古屋市での「清流の国ぎふ暮らしセミナー」への参加や、西美濃地域の3市9町で連携して、東京や大阪で開催されます「ふるさと回帰フェア」へのブース出展、こういったものを通じまして、これから移住を検討したい方に対して、移住促進に向けたPRを行ってまいります。

そのほか、西美濃地域3市9町が連携して、SNSを活用した移住ポータルサイト「西美濃まん



なか暮らし」を開設いたしております、広域的なメリットを生かしながら、若い世代に向けた移住PRも行ってまいります。

いずれにいたしましても、移住・定住のPRにつきましては、世代により移住に向けられて求められる内容などさまざまありますことから、ターゲットを絞りながらニーズに合った情報を効果的にPRできるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

最近ある組織で、地域のあちらこちら行ったりなんかして、川や、山やいろいろなところを見ておりますが、改めて見ると、それなりにいいところだなあと。また、そして住みやすいところだなあと。そして先ほども答弁の中でありましたように、岐阜にも、名古屋にも、大垣にも通いやすい本当にいいところだということを思いますので、ぜひそういうPRを市外に発信していただいて、本巣市のよいところをもっと皆さんに知ってほしいなど。それによって、じゃあ来ようというふうな気持ちになれるように、促進をしていただきたいなあとということを思いますので、お願いをいたします。

それでは、大きな3番に移ります。

北部地域に防災公園の設置をということで、質問をいたします。

近年、局地的豪雨による自然災害が、日本国内の各地で発生し、多数のとうとい命が犠牲になっております。

先日8月18日当議会の開会日でありましたが、冒頭に市長から大雨の警報が出たよという話がありました。8月18日に外山地域を中心に、局地的豪雨がありました。その中で、大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報が次々に発令され、本巣市の対応履歴を見ますと、確実に対応されているなあということを実感いたしました。本当に細かいところまで目を配りながら対応されている履歴を先日もらってきました。

しかしながら、今回の避難場所は本巣中学校でありました。局地的豪雨の性質上、洪水警報や土砂災害警戒情報が発令されたころには、道は冠水したり、倒木で塞がれたりしている事例が多く見られます。よって、できるだけ近い場所に一時避難場所や、避難所が必要だと考えます。

そういうことから言いますと、神海元学校辺りが本当に市の土地だったらいいなあということも思ったんですが、残念ながら個人の持ち物ということ聞きまして、残念だと思っておりますが、北部の一番みんなが集まりやすい、また避難しやすい場所というのは、あの辺であると思えますし、北部の洪水のマップを見ますと、本当にどの部落にいたしましても、赤や黄色で塗り潰されております。そんな中で、神海辺りが、まだ白地があって、あそこら辺がいいんじゃないかなということも思いそのあたりにドームをつくって、そして防災倉庫を設置し、防災公園ということにしてはどうかなということも思いますので、総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、北部地域に防災公園をとということで、お答えをさせていただきます。

近年、局地的な豪雨による自然災害が発生しておりまして、他県では土砂災害や、河川氾濫による被害が多く発生しておるところでございます。

本市におきましても、8月7日に台風5号による大雨・暴風警報が発令され、浸水害や土砂災害への警戒を行い、8月18日には時間120ミリといった局地的な豪雨により、土砂災害警戒情報が発令され、このため本巢地域において避難準備情報を発令し、土砂災害に対する警戒を行ったところでございます。

いずれの豪雨におきましても、幸い市内には大きな被害は発生しておりませんが、近年異常気象を考えますと、今後もいつ何どき風水害に見舞われるかもわからない状況でございます。このため日ごろから防災対策に努めているところでございます。

本巢市の北部地域の防災対策といたしましては、外山小学校、神海幼稚園を避難所に指定し、外山基幹集落センターや、各自治会の集会所等10カ所を指定緊急避難場所としておるところでございます。こうしたことにより、災害時の避難態勢をとることとしております。

しかしながら、土砂災害の場合には、指定避難所及び多くの緊急避難場所が、土砂災害警戒区域等により制限されることから、8月18日の局地的な豪雨による避難準備情報で周知させていただきましたように、本巢中学校への避難を呼びかけたところでございます。

議員御質問の防災公園につきましては、大規模な災害が発生した場合において、救援物資の輸送の中継基地や、救援・救護活動の拠点、復旧・復興を行う拠点のほか、避難場所や避難者の生活を補助するさまざまな防災機能を有する場所であり、災害時にスムーズに利用されるためにも、平常時には広大なオープンスペースや緑地を生かし、高齢者や乳幼児、子ども、障がい者など幅広い人たちに親しまれる公園として整備されるものがございますので、規模にもよりますが、有効に活用できるものと考えております。

このような防災機能を備えた都市公園は、現在本巢パーキングエリア北に計画しているところがございますが、本巢地域の防災公園につきましては、市全域や本巢地域全体での災害応急対策及び災害復旧対策の充実強化を進める中で、あわせて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

後藤壽太郎君。

○15番（後藤壽太郎君）

外山地域には、外山小学校がありまして、そこの体育館が避難場所になっております。

3年ぐらい前だったですかね、そんな事例がありまして、外山小学校に行きました。そうしたら、裏の水路が倒木であふれ出て、体育館に水がどんどんどんどん来ているというふうな状態がありまして、すぐ消防隊が土のうを積んでくれたということがありました。そういうこと等々からいろいろ考えますと、本当に防災拠点を設けるということが大事じゃないかなあと、それも南のように大きな防災拠点は要りませんが、一時的な避難できる、またそして防災に関するいろいろな物が、そこへ置いていけるというようなそういう拠点を本当につくっていただけたらありがたいなあということをおもっておりますので、ぜひ前向きに考えていただきたいなあと思います。

市長に何かお願いしようかなと思ったけど、いいですので、ぜひ前向きによろしくお願いをいたします。

最後に、20年間本当に議員活動を支えていただきました市民の皆様方、そして藤原市長をはじめとする行政の皆様方には、並々ならぬ御支援、御協力をいただきましたことに対し、厚く感謝を申し上げます。さらには、同僚議員の皆さん方には本当に時として協調し、時には政策意見を戦わせて本当に大変なこともありましたが、お互いに切磋琢磨する中で議員力を高めていただいたことに感謝をし、心より御礼を申し上げ最後の御礼の言葉にいたします。本当にありがとうございました。以上で終わります。

**○議長（上谷政明君）**

御苦労さんでございました。

それでは、休憩に入ります。

13時の再開とします。よろしくお願ひします。

午後0時02分 休憩

---

午後0時59分 再開

**○議長（上谷政明君）**

再開します。

17番 大西徳三郎君の発言を許します。

大西徳三郎君。

**○17番（大西徳三郎君）**

それでは、昼一番でありますけど、4点通告してありますので、順次質問をしていきたいと思っております。

1番目のリバーサイドモールについてということでありますけど、このことにつきましては、3月議会の全員協議会において、執行部のほうから説明を受けております。私自身としては、認識をしておるつもりでありますけれども、市民の皆さんからいろいろと聞かれるということで、市長に対して市民の声ということで、御回答をお願いしたいと思います。

今リバーサイドモールにつきましては、北部の方は余り御存じないかもわかりませんが、もう全て撤去されまして、新しい店がもう骨組みができたということで、今までは外回りにずうっとフ

ェンスというか騒音対策というか、ほこり対策ということで、ずうっと覆われておりましたけれども、今それも撤去されて、道路からでもよく見えるということで、今壊しながらまた新しい店もつくっておるということでもあります。

その東のまたLCワールドにつきましても、ほぼ解体が終わって、両方の大きなモールが撤去されてきて、我々特に南部に住んでおる者にとっては、あそこが新しく生まれ変わるということで、大変楽しみにしておりますし、市民の皆さんも毎日の生活においても便利になってくるということで期待をされております。

そんなことから、先ほども言いましたけれども、市民の声をということで市長にお伺いをしたいと思えます。先ほども言いましたように、全員協議会で我々が説明を受けたそのことにおいて、また中日新聞、岐阜新聞におきまして報道されました。リバーサイドモールの解体撤去により再開がされ、長期的な未利用の空きビルが解消され、市の復興、活性化につながり、新たな税収も生まれてきて大変喜ばしいことと思っております。記事によりますと、建物等に実施された差し押さえは第三者納付制度により解除とのことでした。

そこで、2点をお伺いします。

第三者納付制度とは何か。また実際、制度として規定（税法等）にされているのか。また残った海龍の債権は幾らで、今後どう処理されていく予定なのか。また、税については差し押さえがされ処理されていますが、その他の料金は未納がないのか、あればどのような措置をとったかということについてお伺いをいたしたいと思えます。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、リバーサイドモールにつきましても御質問にお答えを申し上げたいと思えます。

まず1点目の、第三者納付制度とは何かと、また残った債権額と今後の処理予定についてはどうだということでお答えさせていただきます。

最初に第三者納付制度とは何かでございますけれども、これは地方税法第20条の6第1項に、地方団体の徴収金は、その納税者または特別徴収義務者のために第三者が納付し、または納入することができるといふように規定されておまして、納税義務者以外の者が納税義務者にかわって納税することができる制度でございます。

この第三者による納付行為というのは、義務ではなくて権利であるということで、いわゆる善意の納付といふように言われておまして、常に有効とされております。一般的になじみのない制度であるかもしれませんが、本市におきましても、既に固定資産税の滞納とか軽自動車税の滞納などで、第三者納付というのはたびたび今までも見受けられております。また、この後御質問がございましたクレジット納付制度、これもカード会社による立てかえ払いでございますので、これも第三者納付の位置づけといふようになっております。また、今回のリバーサイドモールの件につ

きましても、第三者納付制度の活用により、納付がございましたので、差し押さえを解除したところでございます。

次に、残った債権額と今後の処理予定でございます。この件につきましては、税法上の守秘義務によりまして、具体的な債権額というのをお答えすることはできませんけれども、未収金の徴収につきましては、過日から関係先への預金調査や現地調査ということを行ってまいりました。その結果、その当法人は活動実態がなく、事実上事業の停止状態であるということが明らかになっております。直接徴収は困難であるというふうに考えております。しかしながら、今後につきましても関係法令の規定に基づきまして適正に徴収に努めてまいる所存でございます。

次に、2点目のその他の料金の未納状況とその措置につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

税以外のその他の料金の未納状況でございますけれども、平成22、23年度分の上水道の使用料がございまして、これらの未収金に対しましては、本巣市水道事業給水条例施行規定第33条の規定によりまして、督促状並びに同規定第32条の規定によります未納のお知らせ通知を発送する措置をとっておりまして、発送先につきましては、調査の結果、使用料名義人でございます当法人の代表取締役の現住所宛てに送達をいたしております。先ほども述べました税同様、徴収には大変困難が伴いますけれども、今後とも引き続き未収金の回収に努めたいと思っております。

なお、この水道のほうは税務課の差し押さえ後、本巣市水道事業給水条例第34条の規定により、給水の停止処分を行っておりますので、それ以降の未納は発生しておりません。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

税につきましては、税の公正または平等というようなことが大前提で、いろんなことでそのように進められておるといことで、市民が特に言うのは、こんだけ急に解体して、新しい店ができてくるのになぜ今までかかったんだと。今までなぜこんなに時間がかかったんだというようなことを言われるわけですけど、私なりに説明をするんですけども、いろんな事情があつて、市としてはとにかく、皆さんも税金を納めてもらつておる以上、それも同じようなことでその店に対して、その建物に対して税をかけておつて、それが解消できなかったから今に至つたんだというようなことを説明するわけですけど、なかなか、そんなこともっと早くできなかったかと言われますけど、そんな説明をしておりますけど、やっぱり今市長に正式な場所でこうやって説明していただいたといふことで、今後いろんなことを聞かれても説明がしやすいかなと。また市民の皆さん納得していただけるというふう感じております。

そんなことで、いずれにしても先ほど冒頭に言いましたけど、次の新しい店が着々とできて、またそれが市民が待ち望んでおる店、また毎日の生活、また毎日の買い物に対しても便利になるとい

うことで、市民の皆さんはやっと回復できて大変ありがたいと。そこで我々に対してしっかり議員して、しっかりといろんなことに目を配って頑張ってくれと、今そんなような激励も受けながらおるわけですが、今も言いましたように、税についてのことは今のとおりだと思いますので、また今後ともいろんなことあるかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

次、2点目に移ります。

クレジット納付制度、市長ちょっと今触れられましたけれども、これも3月の当初予算の説明がありましたときに、納税者の利便性拡大ということで、軽自動車税のクレジット納付制度を導入するということでありました。納期がもう済んだということで、確認をさせていただきます。

実績は何件の納付であったのか。また、そのときの説明においては、このクレジット納付制度を全税務課目に拡大する予定であるというような説明がありましたけれども、この実績を踏まえて、今後の見通しというか、今後どうされていくのかをお尋ねをいたします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、軽自動車税のクレジット納付の実績と今後の見通しはについてお答えさせていただきます。

今年度から軽自動車税の新たな納付方法としまして、クレジットカードを利用した納付制度を実施しているところでございます。その実績でございますが、納付件数につきましては91件、納付金額につきましては67万9,600円であり、納期限までに納付いただいた期限内件数に対するクレジットカードによる納付割合は0.8%でございました。

なお、参考までに既に導入しておりますコンビニエンスストアの納付につきましても、導入初期の納期限内納付割合は13.4%でありました。現在、納期限内納付割合であります33.3%の数字に到達するまでには、おおむね5年ほどの期間を要しておりますので、クレジット納付につきましても今後の利用率の向上に期待するところでございます。

また、2点目の軽自動車税以外の税目の導入でございますけれども、個人の市県民税、固定資産税及び国民健康保険税につきましては、来年度からクレジットカードによる納付ができるよう、システムの改修も含めました準備をしてみたいと考えております。特に、固定資産税につきましては、かねてから本市に居住しない他県等の遠方にお住まいの納税義務者の方々からの要望もございましたので、今後も納税しやすい環境整備を継続的に行いながら、利便性の向上を図ってみたいと考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

**○議長（上谷政明君）**

大西徳三郎君。

**○17番（大西徳三郎君）**

僕が思っておった以上に件数が多かったなあと、そんなことも思いますし、クレジット納付またコンビニでの納付というようなことで、市民もわざわざ金融機関の窓口、また直接というか、そういういろんな方法で納税ができるということで、利便性が高まったということで評価をするものがあります。来年度からいろんな税目のほうにも移す、また対応するということでありますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。この質問については以上で終わります。

続きまして、中学校が2期制に移行をしたということで、その成果についてを教育長にお尋ねしたいと思います。

我が家にも中学校3年生の孫がおりまして、3年生だから途中から2期制になったわけですけど、孫に2期制になってどうだと聞いたら、別にというだけで、それ以上のことは何もありません。それで、別にだけありますので、今まで3期制から2期制に移ったからといって、別にそう影響はないのかなと思ったりするわけですけど、しかしこれも教育長の肝いりというか、教育長もよいと思ってやられたと思いますので、その成果についてをちょっとお聞きをしたいと思います。

中学校が3期制から2期制に移行して2年目になります。2期制になり、生徒、保護者、先生はどうか変わったのかをお尋ねしたいと思います。まず、生徒たちの変化はどうであるか。また、学力にどう影響が出てきておるのか。また、お父さん、お母さん、保護者のほうはどうであるのか。また最後に、先生はどうであるのか。また、勤務実態は改善されたのかということで、市教育長にお尋ねをいたします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を、教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

**○教育長（川治秀輝君）**

中学校2期制に移行後の成果についてお答えします。

まず、生徒にとっての2学期制ですけれども、1番の変化は定期テストに関することです。3学期制で年間3回実施されていたテストが、2学期制では前期と後期にそれぞれ中間・期末テストを実施することで、年間4回になり、テスト範囲が狭まり学習計画が立てやすくなったようです。また、夏休み前の集会などでは、生徒代表が2学期制になったので夏休みをテスト勉強に充てて頑張りたいと語り、より目標を持って休みを過ごすことにつながりました。2学期制を基礎的・基本的な学習内容の定着に生かすことができていると捉えています。

保護者につきましては、昨年度各学校において、2学期制移行への理由やメリットを十分に説明していますので、特に批判的な御意見は教育委員会にはいただいておりません。

最後に、教職員の側から考えると、夏休み前や冬休み前の成績業務などの慌ただしさが緩和され、子どもたちと向き合う時間がふえ、子どもに寄り添ったきめ細かい指導ができるようになってきています。特に中学校においては中体連夏季大会の部活動指導や、小・中とも個別懇談の準備等はゆとりを持って行えるようになってきているということです。さらに、始業式と終業式が1回ずつ減ったことによる授業時数増により、学力向上の取り組みなど、各学校の実態に応じたその時間の活

用ができています。

これらは、学校から回答があった内容の一部ですけれども、昨年度から導入している中学校の2学期制については、今までの3学期制からの移行がスムーズに行われ、予想された一定の効果が得られていると判断しています。

[17番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

今、教育長の答弁を聞いておると、いいことばかりというような感じでありまして、そうなのかなあと思ったりするわけです。と言っても、実態は私にはわかりませんので、そういつて言われれば、ああそうかなと、そんなふうに捉えるわけですけど。

今、勤務実態は改善されたかというようなことで一番最後にありましたけど、3期制から2期制に移動してから、先生たちの勤務実態はどうなのかというようなこともちょっと知りたいなと思います。きょうの岐阜新聞に、教員にタイムカードをというふうに、そういう記事が出ました。このことにつきましては、先の議会においていろいろ議員が一般質問をされたときに、先生の勤務実態を把握したり、また改善したりするのにタイムカードを導入してはどうかということを質問されたと記憶しております。またそれがいち早く今のこの議会においてタイムカードを導入するということで補正予算が上がってきております。それだけ素早い行動というか、素早い対応をしていただいておりますということで、大変教育委員会に対して敬意を表するものであります。

この新聞を見ておると、タイムカードだけではなくて、提言をちょっと読みますけど、提言は、学校現場へのタイムカードや留守番電話の導入、部活動の休養日の設定など、勤務時間の管理徹底を図ることが柱ということになっております。これは、中教審がこのように提言をしてくるわけですけど、この総括という、提言では、勤務時間管理は、労働法制上、校長や教育委員会に求められている責務というふうに中教審が提言しております。このことから、先ほど言いましたように素早くタイムカード等を導入して、本巣市の教育委員会は素早い対応をしておるということで評価をするわけですけれども、このように次もまた中教審が提言してきておるということで、今後このようなことを踏まえて、教育委員会としてはどのような対応をこれからされていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

再質問の答弁を、教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、2学期制と教員の勤務という関係でお話をさせていただきたいと思います。

やっぱり、市の教育委員会の役割というのは、教員の勤務の状況を見れば、まず現場の状況を十分に踏まえて、これは去年からそして6月議会でもお話をさせていただいたように、先生方は本当



に大変な状況の中で子どもに指導に当たっている。そういう現場を見たときに、市教委の役割は、その業務内容を削減してやることとか、それからいろんな制度をよりよいものにかえたりすることによって、勤務時間の削減等に結びつけることが大事だろうということを思います。

そのうちの一つが2学期制でもあるということを思います。具体的には、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、夏休み前なんかは、先生たちは成績業務にほぼ10日から15日ぐらい、毎晩夜遅くまでかかってやっています。そういった時間に、中体連があつたりとかいう重なりがありました。2学期制にすれば、夏休みなんかを十分に利用して、子どもたち一人一人の頑張りをきちんと記録したりとか、テストを並べてきちっと全ての単元テストを表にして、そして成績の一助を夏休みのうちにやると、そういったことが非常にプラスになってくるというふうに捉えています。

今タイムカードのお話もありましたけれども、そういった部活のこと、それから校務支援システムのことなどは、県も国も今言い出しているわけですが、本巢市においては本当に現場の状況や議員の皆様いろいろな御指摘をいただいて、本当に早い対応ができていているということについて、私自身もよかったなということを思っています。今後もさらに教員の働き方も見据えながら、内容、制度を見直していきたいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

教育長のいろんな熱意、またその裏づけで市長がおると思いますが、このように素早い対応をしていただける。全国の新聞、テレビ等においては必ず教育現場のこういうことが報道されたりするわけで、この我が本巢市においては、あるのかどうかわかりませんが、そのようにすぐ手早く対応していただける、そのことにおいて、これからはいろんなことが教育長中心に教育委員会がしっかりやっていただけるということが今確信をさせてもらったということでもあります。

どうか、今後とも子どもたちのためにもよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、4番目の給食センターの統合ということについて、質問をさせていただきます。

お盆にお墓参りに行ったときに、我が家に集まってきまして、総勢20人ぐらいになったわけですが、雨の合間を見てお墓参りをして、そして夕方食事したわけです。そこで、私の甥坊の子供、3歳の子供ですけれども、余り食べない。それで、甥坊と言っても学校の先生をしておりますので、いろんなことを知っておるわけですが、どうしたんだと聞いたら、卵アレルギーがやっとなり、まだ牛乳アレルギーがあるんだと。それで、食べ物一つ一つに注意を配って食べさせておる。ということで、非常に食が細いんですね。余り食べない。さらに下の女の子ですけれども、1歳半の女の子が、同じ兄弟でもがむしゃらに食べるというか、そんなことを見ておって、全然これは兄弟でも違うし、ちょっとその3歳の子は痩せておるなというようなことで、しっかりやれよと

言ったら、アレルギーがとにかく回復というかそれがなくなればいろんなものが食べさせられるんだけど、アレルギーがあるから、まだ今の状況だというようなこと、その堺坊は言うておりましたけれども、そんなことを踏まえて、この議会におきまして、給食センターにつきましてアレルギー対応をしていただけるということで、それにひっかけたようなことでありますけれども、質問するわけでありませう。

市の給食センターが鶏卵アレルギーの児童生徒に対応した給食を提供するため、この議会に補正予算に計上されました。今後、ほかのアレルギーについても対応するのか、また新聞等に給食に対する異物の混入とか、消費期限切れの食材の使用の報道がたまにされますけど、本市にはそのようなことは聞いておりませうし、ないと思ひますが、実態はどうなのか、それに対する考え方はどうか。また、上記のことを鑑み、学校給食センターを統合し、集中管理して安全安心な給食を提供すべきと考えますが、そのことについてお尋ねをいたしませう。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問の答弁を、教育長に求めませう。

教育長 川治秀輝君。

**○教育長（川治秀輝君）**

食物アレルギー対応についてお答えをします。

1月から行う予定の食物アレルギーに対応した学校給食につきましては、まず鶏卵の対応を考えています。その理由といたしましては、食物アレルギーを有する小・中学生の中で、鶏卵アレルギーが1番多く43人いること。そして、また鶏卵はさまざまな献立の調理工程で一番最後に加えるものであり、より安全性が高いことにあります。

食物アレルギーを有する子どもに対しても、皆と同じように給食を提供していくことは大切なことです。しかし、食物アレルギーへの対応は、一人一人の子どもたちの命にかかわることなので、慎重に丁寧に対応していく必要があります。よって、その他のアレルギー対応につきましては、鶏卵対応から始めるアレルギー対応の状況を踏まえつつ、給食センターの施設上の課題、人員配置などの受け入れ態勢などを鑑みて検討していきたいと考えています。

次に、異物混入と消費期限切れ食材の使用実態についてお答えします。

異物混入については、虫や髪の毛、ビニール片などが市内外ともに混入がある場合があります。よって、給食センターでは、異物混入の防止のための対応を全職員で徹底しています。例えば、野菜類の洗浄では、複数回、複数の目で丁寧に行い、目視による点検を徹底しています。さらには、ビニール袋の切り方とか、調理員の服装など、細かいところまでルールを決めて徹底するとともに、調理器具においても使用前と使用後に毎日、毎回点検するなどして、異物混入防止に努めています。

また、消費期限切れ食材の使用については、期限が近いものから確実に使用できる仕組みを工夫した在庫管理を遵守するとともに、物資発注の際には、在庫と消費期限を確認し、一月単位で細かく発注管理を行うこととしています。そして、食材使用時にその日付を最終確認し、安全な給食の提供に徹しています。

最後に、給食センターの統合についてお答えします。

本巢給食センター、根尾給食センターともに、説明したとおりの異物混入防止や消費期限切れ食材の使用防止を徹底した給食管理を行い、それぞれに安心安全な給食センターとしての機能を果たしています。

また、厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、調理後の食品は、調理終了時から配缶、配送、そして学校へ届き、学校での準備などを経て2時間以内に喫食しなければなりません。統合し、本巢給食センターから根尾に配送する場合、淡墨桜の開花の時期とか冬季など、定時配送が見込めない状況も考えられます。さらに、幼稚園は11時30分を目途に食事が始まり、教育課程上、小・中学校はその1時間後の食事となり、一括配送することも難しい状況であります。そういったことを踏まえて、この統合ということについては検討を重ねていく必要があるというふうに考えています。

[17番議員挙手]

**○議長（上谷政明君）**

大西徳三郎君。

**○17番（大西徳三郎君）**

僕の考え方でありますけれども、今、2時間ということを言われましたので、それぐらいは必要なのかな、それぐらいかかるのかなと思ったりするわけですが、その時間よりも、先ほど言いましたように安全安心のほうが上かなと。これから鶏卵のアレルギーに対応する給食をつくっていく、またはこれからほかのアレルギーに対する対応もしていかなきゃならん、順番順番やっていかなきゃならんって、その異物の混入とか消費期限、そのことについては、できるかな、大丈夫かなと思うわけですが、やっぱりアレルギーということまで言われると、本当に両方でやっておって、しっかりできるのかと。それが集中管理して1カ所でやったほうがいいのではないかと。そんなことも思うわけであります。桜の時期とか冬のことももちろん考えなきゃならんわけですが、極端なこと言ったら、樽見鉄道も使っても運んだらどうだと今そんなことも思ったりするわけですが、それができるかどうかということ、いろんな物理的なこともありますけれども、僕はその時間よりもやっぱり集中管理して、とにかく安全安心のほうが最優先をするべきではないかと。そのように思うわけですが、くどい話になるかもわかりませんが、その点について再度お聞きしたいと思います。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの再質問の答弁を、教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

**○教育長（川治秀輝君）**

学校給食については、私自身も給食管理、安心安全が最優先であるというふうに捉えています。基本的に考え方は同じです。今、アレルギー対応のことを申し上げましたが、アレルギー対応一つやるにしても、例えば鶏卵、今43人いると言いましたけれども、医師の診断でアレルギー対応食を

やっぴいもいのかどうかとか、卵の量、献立によって全然違いますので、この食事はこの子は大丈夫だとか、本当一人一人と懇談をして、例えば卵一つでも懇談をし、そして学校の態勢をきちっと整えてやっていく必要があるということで、誤って食べてしまうというのは絶対あってはいけないことであると。そういうことを徹底していくということがまず最優先である。そういう中で、本県の給食センターには、アレルギーに対応できるような施設がありますので、それを中心になって進めていくということも間違いないというふうに思います。

実態が、今例えば根尾で言いますと、鶏卵のアレルギーは1名です。アレルギーの児童生徒が確かに少ないこともあります。そういう中で、医師との相談、そして保護者との相談で、どの人間がアレルギー対応食をできるのかという状況をしっかりつかんだ上で、今のようなことを今後考えていく必要があるのかなということを思っています。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

わかりました。くどく言いますが、やっぱり安全安心な給食を子どもたちに提供するというのが一番の使命であるかなと思っております。そんなことから、一人一人の子どもに本当に適応するよというか、そういう給食を提供していただけるように、給食センターの職員を初め、教育委員会もいろんなことに注意を払って頑張っていたいただきたいなと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

引き続き、一般質問を行います。

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、4点通告してありますので、順次質問いたします。

まず、第1番目は公共交通体系についてであります。この中で特にデマンド交通についてということで、それを中心にお伺いするわけです。このデマンド交通につきましては、午前中の高田議員の質問の中でやりとりがございましたので、なるべく重複を避けていきたいと思っております。

今の交通体系の中で、やっぱり高齢者やあるいは障がいを持つ人たちにとっては、非常に外出がやりにくいという現実があります。さらに、高齢者の免許証の自主返納ということも今言われている中で、自主返納をした後、じゃあどうするのかという問題も同時にあります。そういったことを考えてみたときに、今ある交通体系プラスもっとより身近な、より使いやすい交通体系を考えていく必要があるだろうというふうに思っています。

その一つとして、デマンド交通ということをもう前から申し上げているわけですが、このデマンド交通については、いろんな方と話をしておりますと、ぜひこれは進めてほしい、これまで本当に待ちに待った制度だという声を幾つか聞かせていただきました。市のほうの、先日いただき

ましたこの地方創生加速化交付金事業の外部評価の一番最後、7番目のところに、広域の公共交通ブランドデザイン策定によるにぎわいの創出事業という、その中の外部有識者からの評価というところでも、デマンド交通など検討を進め、急速に進む時代の流れに柔軟に対応できるようにしていただきというふうに書かれています。

そういった状況を踏まえ、先ほどの高田議員に対する答弁の中で、新たな公共交通連携計画を来年度立てるんだというふうに言われました。そこでお伺いしたいのは、この連携計画にしっかりと位置づけてやっていくという方向で考えておられるのかどうかということをまずお伺いします。

最初の質問と若干ずれがあるので、それはもう予定どおり答弁していただいて、再質問でも結構ですが。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、デマンド交通の今後の方針等についてお答えさせていただきます。

議員がただいまお話しいただきましたように、通勤、通学を初め高齢者の進展に伴いまして、交通弱者、買い物、通院等の交通手段の確保につきましては、非常に今後の課題になっているという認識はしておるところでございます。

デマンド交通の取り組みにつきましては、先ほど高田議員の御質問にお答えさせていただいたとおりでございますので、少し省略をさせていただきたいと思っております。なお、今後の方針につきましても、先ほどお答えさせていただいたとおりでございますが、既存の交通手段とあわせた地域の公共交通ネットワークを形成する上で、デマンド交通の対象者や移動目的、サービス内容などを明確にしまして、次年度以降作成する公共交通連携計画の中で、デマンド交通を導入の一つとして検討を進めていきたいと思っております。

なお、今質問ございましたその計画の中に、デマンドを位置づけるのかということでございますが、現在、広域連携につきましては、幹線バスのほかに、現在走っておりますコミュニティバス、市営バスでございますが、こうしたもの他市町との共同運行等々の検討もなされておるところでございます。こうした検討内容を踏まえまして、先ほど申し上げましたけれども、交通の空白地帯等がある場合には、やはりデマンド交通というものを一つの交通手段として位置づけていく必要があると思っておりますので、そうしたことを踏まえながら計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

**○議長（上谷政明君）**

鵜飼静雄君。

**○18番（鵜飼静雄君）**

新たな計画の中にしっかりと盛り込んでもらうということで、結構なんですけど、高田議員に対する

答弁の中にもありましたように、このデマンド方式といっても一様ではなくて、いろんなやり方があります。だから、本巢市に合ったやり方を住民の状況を確認しながら、意見を聞きながら模索していくということが大事だと思うんで、いずれにしてもさらにきめ細かな対応ができる、そういった交通体系を構築していくという姿勢が大事なんですね。だから、方向としては来年度しっかりやっていたかと。できれば、再来年にはもう実現できるという方向で、そういう期待をしておっていいですか。一応、気持ちだけ。

○議長（上谷政明君）

ただいまの再質問に対する答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

必ずやりますというお答えはしかねるところでございますけれども、デマンド交通を導入するに当たっては、やはり低コストで使い勝手がいいということがベストでございますので、そうしたことができるように計画をつくりまして、なるべく早期に導入に向けて動いていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

はい結構です。頑張ってください。

それでは2つ目ですが、子育ての相談体制の充実をということでございます。

正直に評価して、本巢市の子育てに対するいろんな施策については、決して他市町に劣るものではないと。むしろ、他市町より進んでいる部分が多々あるというふうに私は評価をしています。そういう中でも、なおかつやっぱり漏れている部分というのが現実でございます。特に、二世帯、親子・子供だけで暮らしているようなそういう世帯にとっては、例えば初めて妊娠して子どもができたという場合に、どう育児をしていくのか、どう子どもにかかわっていくかということで、非常に苦勞をしたりあるいは悩んだりしている若いお父さん、お母さんがまだまだいるだろうというふうに思います。私のところにも、もっと気軽にSOSを出せるような場所がほしいとか、あるいは全く周りに相談できる人がいなくて本当に困っているという、文面から見ると本当にパニックしているかなあというぐらいの状況の声も寄せられています。

市としてはそうした子どもの育児相談とか、そういったことについては相当な体制はとっておられるというふうには思いますけれども、とりあえず、まず最初の質問としては、どのような今体制で臨んでおられるのかということについてお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

## ○健康福祉部長（久富和浩君）

子育て支援体制の現状と今後の方針につきましてお答えをさせていただきます。

本市の子育ての相談体制といたしましては、本巢・根尾子育て支援センター、糸貫子育て支援センター、真正子育て支援センターの3カ所におきまして、平日の午前9時から12時までと、午後1時から午後3時まで、就学前の未就園児と保護者及び妊娠中の方を対象といたしまして、育児相談や自由遊びを提供させていただいております。このほか、子育て支援センターでは、根尾保健センター、外山基幹集落センター、糸貫東幼稚園、真正スポーツセンターへ出向きまして、親子の遊びや講座等を通じ、子育てに対する支援を実施しているところでございます。

また、市内4カ所の保健センターは、子育て世代包括支援センターとしての機能を担い、妊娠中の方から、乳児、幼児期におきます子育て相談を初めとした子育て支援を実施しております。

子育て支援センターの事業等の情報につきましては、ことし4月に開設いたしました本巢市子育て支援サイト「もといくネット」にて発信をさせていただき、保護者が利用者登録をすることで、自分の子どもの年齢に合わせた適切な情報を提供しております。

子育て相談につきましては、子ども大切課のほか、市内7カ所に相談窓口を設置しておりまして、現体制の拡大は非常に難しいと考えております。今後は、市広報紙で特集を組むなど、子育て相談や子育て支援サイトの活用につきまして周知してまいりたいと考えております。

[18番議員挙手]

## ○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

### ○18番（鵜飼静雄君）

最初に申し上げたように、市としては相当な取り組みをしているというふうに評価はしています。けれども、そうした中でも先ほどちょっと申し上げたような本当に子育てに悩んでパニックするというような状態の人もいるという現実をじゃあどうしていくのかということなんですね。

さらに、そうした全ての人たちに、いろんなこういう体制で相談に乗りますよということが周知できればいいんですけどね、正直言ってそこがなかなか難しいところだと思うんです。ただ、どういう方法がいいかというのは単純には言い切れませんが、例えば母子手帳を出しますよね。そうすると、全ての妊娠された方がわかる。その追跡調査をしていけば、相談にいろんな形で行政とかかわっている人、そうでない人というのがわかるんですね。そこまでできるかどうかは別に、そういうことを徹底してやっていけば、かかわりのない人について例えば家庭訪問をすれば、いろんな形で状況把握をすることは可能ですよね。ただ、どこまでできるかということはやっと置いておきまして、一つの可能性として今申し上げているわけですけども。

単に周知するというのは、例えば文書でホームページで載せるとか、配り物をする、それで残念ながら周知できる状況では必ずしもないという側面があるんですね。だからそれは仕方ないんだ、自己責任だというふうに放ってしまうと、その子どもが特にまたかわいそうな状態になってくると思うんで、そういった今これ以上の体制をなかなかとりにくいということはあると思いますけれど

も、それでもその中でやりくりをしながらもう一步、よりもう少し細やかな対応が求められていると。今、例として申し上げたことができるかどうかは別ですので、そういったことも含めて、さらにきちんと関係の若い20代、30代の特に母親ですね。そういった人たちにこちらの思いが届くような手だてを講じてほしいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（上谷政明君）

ただいまの再質問に対する答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

本市の子育て支援体制につきましては、先ほども述べさせていただきましたとおり、子育て支援センターや子育て世代包括支援センターを設置いたしまして、妊娠中の方から切れ目のない支援を実施しておりますところでございます。

しかしながら、母子手帳を本巣市以外で取得された方や、転入後間もない方など、子育てについて戸惑われるケースがあるのではないかと考えております。今後は、転入時に子育てに関する相談窓口等の情報をお伝えするなど、このようなケースの解消に努めてまいりますとともに、これまで実施してまいりました広報紙やホームページの掲載、もといくネットによる情報発信により一層努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1つだけ、単純なことですけれども、感想を含めて申し上げますと、例えば先ほど申し上げた母子手帳を渡すときに市の相談体制はどうなっておるかというようなことも大抵出されると思うんですけども、別にこの問題とは限りませんけれども、市の出すいろんな情報発信の文書というのは、結構小さい字で書いてあったり、ぱっと見て何が言いたいかということが必ずしもわかるばかりではないんですね。だから、そういった点での工夫もあっていいんじゃないかと。だから、同じ周知するにも、どういう形でという、その細部をもう少し工夫する余地があるのかなという気はいたします。それは念頭に置いてまた取り組んでもらえれば結構です。そういうことも含めてさらなる周知と、そうでない、そこからさらに漏れた場合にはどうするかということも必要で、常に念頭に置きながら対応してほしいということを申し上げておきます。

それでは、3番目に移ります。

3番目は下水道の使用料についてであります。

本巣市の場合、下水道の使用料は定額制で行っています。岐阜県内のほかのところをずうっと調べてみますと、ほとんどが水量制、要するに水道使用量に応じて料金を徴収しているというところがございます。本巣市の場合、定額制ということで世帯の人員数によって使用料が決まります。そのために、例えば生まれたばかりの赤ちゃんから、籍を置きながらよその本巣市以外のところに



住んで学校に行っている、あるいは仕事をしている、あるいは施設に入っている、いろんなケースがありますね。でも、籍がある以上一応使用料の徴収対象になります。ということで、やっぱりどこか不合理があるのではないかという声が寄せられています。

そこで、お伺いをしたいと思います。

まず第1番目に、その定額制そのものについての見直しということについてはお考えがあるのでしょうかということでもあります。ついでに申し上げますと、別に定額制が間違っているとか言うつもりはさらさらありませんけれども、今申し上げたようなやっぱり不合理な部分があることも事実であろうというふうに思うので、そのあたりをどう検討されているかということについて、まずお伺いします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

**○上下水道部長（三浦 剛君）**

それでは、ただいまの御質問の下水道使用料についての定額制見直しの考えについて、お答えさせていただきます。

本市におけます公共下水道事業及び農業集落排水事業の下水道使用料につきましては、平成16年の合併当初から、一般世帯におきましては住民基本台帳に基づく世帯人数を基準として算定する方法であります、いわゆる定額制また人数制と言われるもので使用料金を算定しております。しかしながら、近隣市町などの料金の比較や市民負担の公平性の観点から、平成28年度において策定いたしました下水道事業経営戦略の中で、使用料制度についての基本検討を行っております。

下水道事業は、市民生活に身近に必要なサービスとして、将来にわたり持続的にその目的を達成していくことが重要な課題でありますことから、経営の健全性や計画性、透明性の向上などを図りながら、適正かつ公平な料金負担となりますよう、十分に調査研究し、公営企業会計の導入に合わせまして、料金体系の見直しにつきましてさらなる検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

[18番議員挙手]

**○議長（上谷政明君）**

鵜飼静雄君。

**○18番（鵜飼静雄君）**

今後については、そういったより公平な料金体系にということで答弁ございましたが、いずれにしても当面は、当面というのは何年ぐらいかはちょっとわかりませんが、いずれにしてもここ5年やそこらはこの現在の定額制が変わることはないだろうと思うんですね。そうしたときに、先ほど申し上げた生まれたばかりの赤ちゃんとか、籍が置いてあるけれども、実際にはよそで暮らしているというような場合について、どのように対応をしておられるのかをお伺いをします。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

**○上下水道部長（三浦 剛君）**

それでは、ただいま御質問の定額制の場合、ただいま例示がありましたようなケースへの対応についてということで、お答えさせていただきます。

ただいま議員御指摘のように、現行の人数制によります料金の算定は、住民基本台帳に基づき算定しておりますので、住民票を残しながら単身赴任や学生寮に住んでおられる方、また長期入院や施設に入所されておられる方など、さまざまな理由で生活実態がない方がおられるということは十分承知しております。

このような方のために、本巢市下水道条例施行規則及び本巢市農業集落排水処理施設条例施行規則によりまして、使用人員算定の特例ということで、一般世帯におきましては、住民基本台帳に基づく世帯人員のうち、就労もしくは就学などにより別居や各種施設への入所などによりまして、同居していないことが明らかであるときは、所定の手続により人数を減らして算定する規定がございますので、そういった事由が発生した場合は申請に基づきまして減免をしているところでございます。

また、生まれたばかりの赤ちゃんが大人と同じ料金であり不合理ではということでございますが、この場合は現在軽減の対象になっておらず、使用の実態に合っていないことは十分承知しておるところでございます。今後は、先ほど御回答いたしましたとおり、適正かつ公平な料金負担となりますよう、従量制の導入に向けた調査研究を進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

[18番議員挙手]

**○議長（上谷政明君）**

鵜飼静雄君。

**○18番（鵜飼静雄君）**

そこで1つは、今、要するに住民票があるけれども、生活実態がないということで軽減を受けている人が何人いるかということをお伺いしたいということが1つと、もう一つ、従量制、すなわち下水からの排出量に応じて料金を徴収するというのが一番公平なんです。でも、それに移行するにはやっぱり相当の期間が、経費もかかりますので、一定の期間がかかると思うんで、じゃあその間はまあこの不合理な部分も仕方ないわというふうに言っているのかどうかということが問われると思うんです。

特に、赤ちゃんと一般成人と一緒にというのは、どう考えても不合理なんで、これは下水道の問題だけというよりも子育て支援という絡みもあるというふうに思います。その点で、例えば数年先にもう従量制になってしまうということであればまだしも、そうではないと思うんで、明らかに。ひょっとしたら10年ぐらいはかかるんかもしれんと思います。だから、その間の経過措置として何らかの方策を考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っていますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（上谷政明君）

ただいまの再質問に対する答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

ただいまの御質問の、まず最初に算定の特例となっている対象の人員の数ですけれども、平成28年度実績によりますと、公共下水と農業集落排水合わせまして334人という実績でございます。ちなみに、29年度、今年度ですが、まだ年度途中でございますが、8月21日までの現在で合計で302人ということになっております。

それから、2点目でございます。まだ時間を要するのに今の生まれたばかりの赤ちゃんとかには不合理な点があるということについての対処ということでございますが、今御指摘のとおり、使用料についてその従量制を導入するというにつきましても、そんな簡単にはできないということでは十分認識しておりまして、じゃあその間は人数制が継続するということになります。

先ほど御回答させていただきましたとおり、御指摘のような不合理な点があるということでございますので、その不合理な点を解消するためにも、何とか従量制の導入に向けて調査研究を進めたいと考えているところでございますが、しかしながら御指摘のとおり、子育て支援という観点からということでございますので、子育て支援のための施策としては幾つか現在実施されている中でございますけれども、子育て支援の担当部署とも一度協議をしていきたいというふうに考えますのでよろしく願いいたします。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

そういう方向で、ぜひ進めてほしいということと、それと軽減措置をとっている人が三百数十人ということで、これで十分なのかどうかよくわかりませんが、いずれにしても必要な人が必要な措置を受けられるようにさらに周知を図ってもらいたいということを申し上げておきます。

それでは、4番目に入ります。

4番目は非核平和都市宣言、暴力追放都市宣言を本巣市はしておりますけれども、それを生かしたまちづくりをということでお伺いをしたいと思います。

きょうの朝、テレビを見ますと一斉に北朝鮮によるミサイル発射の問題が報じられて特集を組んでいました。この北朝鮮の無法なやり方については断固抗議をしたいと思います。同時にこうした問題に対応するのに軍事対軍事で解決するということではなく、やはり外交的な努力をさらに一層進めていく中で解決すべき問題だろうというふうに考えています。そういったことも前提にしながら、まず質問をしたいと思います。

本巣市は市長が平和市長会議に加入されるなど、こうした非核平和の問題については積極的に取り組んでおられるというふうに考えております。具体的な取り組みもこの間一定されてきたという

ふうに思っています。その上に立って、さらにこの非核平和、あるいは暴力追放ということの本巢市から発信を強めていくというような取り組みが必要になっているかなというふうに思い、まず第1番目に市長にお伺いをしたいと思います。

ことしの7月に国連の会議において、核兵器禁止条約というのが採択されました。122の国がこれに賛成をしたという、日本の広島、長崎の被爆者たちの思いがやっと一つの形となってあらわれた。同時に、世界中の非核平和を望む多くの人たちの運動が実ったというふうに思っています。ところが、残念ながら日本政府はこのテーブルにも着こうとしないという本当に残念な状況がございます。

そのことは置いておきまして、こうした世界の流れの中で、本巢市もやっぱり一定の役割を果たしていくことが必要だろうというふうに思います。そういう点から考えてみて、最近の広報もとすは積極的に戦争の問題等も取り上げ、非常にいい企画をされているというふうに思っています。そのことについては率直に評価をしたいと思います。

そうした上に立って、さらに本巢市としてこの問題について、どう前向きに積極的に取り組んでいくかということで、これはあくまでも例えばの話で申し上げますけれども、広島原爆投下8月6日から終戦記念日の8月15日のちょうど10日間、この平和旬間というような形で取り上げて、各種のイベントをしながらまちぐるみでの平和を考える、平和を希求していく、そういう旬間にしたらどうなのかなということも思いました。これはあくまでも例ですので何ですけれども、いずれにしても市長のそういった点での今後の方針なり、考えなりをお伺いしたいというふうに思っています。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、非核平和都市宣言または暴力追放都市宣言を生かしたまちづくりということで、私への御質問でございますのでお答え申し上げたいと思います。

先ほど議員のほうからも大変お褒めいただいておりますけれども、平成28年また平成29年8月の広報もとすトピックスまたは特集記事ということで、戦争に関する問題を掲載して、市民に平和のとうとさを改めて認識していただけるような今取り組みをしているところでもございます。

こうした取り組みによりまして、本年8月号に掲載いたしました舟来山の麓に建設された滑走路の記事というのが岐阜新聞またはCCネットで取り上げていただきました。また、広報や新聞、番組をごらんになられた市の方々から、個人的にはそういうお話をぜひお聞きしたいというようなことの申し込みが、直接取材に協力いただいた方のほうにお話があったというふうに聞いております。

市といたしましては、世界恒久平和の実現に寄与することを目的に、広島市及び長崎市が中心となって設立されました平和首長会議に平成23年9月に加盟をいたしております。平成24年の5月に核兵器の廃絶と恒久平和を願い、また非核平和都市であることを本巢市も宣言をいたし、その思い

を市民に伝えるため、市内3カ所に「非核平和都市宣言のまち」という看板も設置をいたしまして、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけることを目的といたしました、日本非核宣言自治体協議会に平成27年4月にも加盟をいたしております。また、先ほどのお話でもございますように、たびたび北朝鮮がいろいろ核実験等々やっております。そういったことで北朝鮮の核実験に対して抗議を行うというようなこともやってまいりました。全国的な協議会に加盟しながら、こういった核実験をやめるように、また恒久平和を実現するようにといった取り組みを今までも現在も進めてきております。

また戦争で亡くなられた方、また核兵器で犠牲になった方への追悼と平和を祈念して、広島及び長崎に原爆を投下された日、また終戦記念日にサイレンを鳴らして市民に対して黙祷をささげていただくことと、また国連が定めます国際平和デーにおきまして、全ての国と人々にこの日1日は敵対行為を停止するよう、市内の寺院などに呼びかけて鐘を正午に一斉鐘打していただく、こういったような取り組みをいたしております。

またそのほか、市民に対しまして原爆の恐ろしさを伝えるということで、毎年8月に各庁舎において原爆パネル展を実施いたしまして、パネル展会場に折り紙と回収箱を設置して、市民に鶴を折っていただく。それを千羽鶴にいたしまして、中学生が広島市を訪問いたします市青少年平和教育研修事業の参加者に、広島原爆のこの像に供えていただくというようなこともやっております。

戦争や核兵器に対する思いというのは、市民はもとより全ての国民が共通の認識を持っておりまして、市といたしましては、こうした啓蒙活動を継続していくため、さらに恒久平和を願う講演会の開催や、先ほど来ちょっと8月のときにやったらどうだろうかというお話がありましたけれども、恒久平和を願うような講演会の開催、また先ほど申し上げました次代を担う青少年に、平和の大切さ、戦争の悲惨さを感じ、考え、伝えていただくために実施しております青少年平和教育研修、こういったものを拡大するなど考えながら、市民のさらなる意識醸成を図る取り組みを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

これまで正直言って、よその悪口を言うてはなんですけれども、いろんなことを始めても、何年かしたらやっぱりやめちゃうという場合があるんですね。だから、そういう中で本巢市今言われた中の中学生の平和研修とか、引き続きやっていかれるということで、非常に市長もこの問題については非常に前向きに取り組んでもらっているというふうに私も評価はしております。最初に申し上げたように、そういった上に立って、さらにことしは核兵器禁止条約が採択されたある意味では記念すべき、あるいは画期的な年なんですね。そういうことを踏まえて、さらに内容についてはまだこれから検討されるというふうには思いますけれども、さらなる取り組みをいろんな形で進めていくということが大切だろうというふうに思っています。

そういう点でぜひとも本巢市がこの地域で言えば、本巢市が中心になっているような感じでこの問題についても取り組んでもらえればというふうに改めて思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2つ目であります。今は非核平和都市宣言に関して、今度は暴力追放都市宣言について、これにかかわってまちぐるみでの暴力追放の運動を進めていくべきではないかということで、総務部長にお伺ひしたいというふうに思っています。

今、最初に申し上げた平和の問題と暴力追放というのはある意味では表裏一体の問題だというふうに思っています。3月にもこの問題について質問をし、広報などで特集を組んでやっていきたいという答弁がございました。そのあらわれの一つがこの戦争にかかわる、先ほど申し上げたような特集記事なのかなというふうにも思っておりますけれども、いずれにしても非核平和都市宣言と同様、やっぱりこれをせっかく宣言したわけですから、それをどう生かしたまちづくりを進めていくか、これは行政だけの問題ではなくて、市民を巻き込んでどうこの運動を進めていくか、そして本巢市から暴力を一斉追放する、そういう取り組みが必要ではないかというふうに思っています。

議会は直接的な暴力だけではなくて、暴力的言動も含めた暴力を追放しようという決議を議会もしています。市は市として暴力追放都市宣言をしている。そういったことを踏まえて、やっぱりさらなる具体的な取り組みが求められるというふうに思っています。

繰り返しますけれども、市民と一体となった取り組みをどう進めていくのかということについて、3月のときには畑中部長ではありませんでしたので、畑中部長の思いをお伺ひしたいと思います。

**○議長（上谷政明君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、暴力追放運動についてのお答えをさせていただきます。

暴力追放運動につきましては、平成20年の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正、平成23年4月の岐阜県暴力団排除条例の施行によりまして、地方公共団体の暴力団排除活動が促進される中、本市におきましても平成19年12月の議会には暴力追放都市宣言の議決、平成22年7月に本巢市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意を北方警察署と締結し、本巢市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱を施行するなど、暴力団排除条例の制定をしてきたところでございますが、これにつきましては県や関係機関との連携により取り組みを促進してきたところでございます。

今年度の主な取り組みといたしましては、7月21日に本巢市の生活安全推進協議会を開催させていただきまして、県内、北方警察署管内の犯罪発生状況や、防犯講話、幼・小・中の緊急連絡状況、通学路、子ども110番の家、防犯灯の設置状況、ボランティア活動の状況等、暴力団排除条例の周知など、関係団体からの情報収集及び市からの提供、並びに警察との連携に努めてきておるところでございます。また、暴力団による不当な要求による被害を防止するために、市の課長級職員を不

当要求責任者と選任しまして、必要な受講をすることとしております。また、瑞穂、本巢、北方地区の防犯協会において、毎月20日の地域安全の日及び年末年始に地域の安全を呼びかけるとともに、年間を通して小・中・高校生を対処としたMSL、MSJ、MSKの育成と活動の支援をしているところでございます。さらに本年12月12日には、瑞穂、北方町と合同でございますけれども、全体の取り組みとなるように暴力団暴力追放大会を開催する予定でございます。

また、暴力言動の防止につきましては、市内に8名の人権擁護委員が就任しておりますが、この人権擁護委員さんにおかれまして市内のイベントあるいは各地域に人権相談所が開設していただいておりますが、こうした折には、いじめや体罰、児童虐待、インターネット上の誹謗中傷等の防止活動や相談を行っていただいております。

今後につきましても、こうしたイベント等によりまして、広報もとすやホームページで啓発をしながら、少しでも多くの人に参加していただきまして、こうした暴力追放の啓発や啓蒙を行っていきたいと思っておりますし、さらに職員の暴力追放への講習の受講等を受けながら、市民あるいは団体、企業、行政が一体となりまして、暴力追放都市宣言の趣旨でもあります暴力追放の気運の高揚と、暴力のないまちの実現に向けまして今後努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

基本的な取り組みについてはお伺いをいたしました。

できれば、今ちょっと触れられたようにより多くの人に参加してもらえるようなというふうに言われた。逆に言えば、より多くの人に参加しやすいようないろんな大会にせよ、イベントにせよ、考えていく必要があるということだと思えますよね。だから、今までやってこられた今年度もやっておられることについては、それはそれで前向きにやっているというふうには思いますけれども、さらなるそういう点での工夫が必要なのではないかなというふうに思います。その点についてはさらに今後研究を重ねてほしいというふうに思います。

では3点目ですけれども、今度は教育長にお伺いをしたいと思います。

こうした非核平和、あるいは暴力、こうした問題について、学校でもいろんな形で取り上げられてはおると思えますけれども、くどいですが、ことは一つの画期的な年なんですね。特に非核ということ言えば、そういったことも踏まえて、やっぱりこれからこうした非核平和都市宣言、暴力追放都市宣言を生かしたまちづくりを進めていく上で、子どもたちが一つずつのことをしっかりと理解し、みずからできれば行動できる子どもに育てていくことが大事だと思うんですが、そういう点での教育委員会としての、あるいは教育長としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を、教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

教育現場での取り組みについてお答えをします。

次代を担う子どもたちに、戦争の悲惨さと平和のとうとさについて学ばせ、二度と戦争を繰り返さないという決意を培うために、平和教育は近隣諸国の情勢などからも今まで以上に重要であると考えています。

学校においては、非核平和都市宣言を受けて、教育活動全体を通してその取り組みを進めています。小学校3年生、4年生、6年生の国語においては、教材文を読み深めていく中で、戦争と平和について考える学習があります。また、小学校6年生の日本の歴史や中学校の2年生歴史分野、2度の世界大戦と日本などで学習する内容は、被爆の恐ろしさや核兵器の廃絶と共に平和のとうとさを深く学んでいるところです。

市といたしましても、非核平和都市宣言のかかわってさまざまな事業を展開しています。本年の8月21、22日には、1泊2日で本巢市青少年平和教育研修会（広島派遣）を実施しました。これは、次世代を担う若い世代に、核兵器や放射能汚染の恐ろしさ、戦争の悲惨さや平和のとうとさについて学び、考え、伝えていくことを目的として、平成27年度から実施をしています。ことしは12人の中学生を広島に派遣し、平和祈念館や本川小学校、呉の軍需工場などの見学を学びとして行ってきました。後日報告会等を位置づけて、その学びを発信させていきます。

また、8月2日から8月31日には、しんせいほんの森において、各学校における平和教育実践資料及び非核平和都市宣言のまち本巢市にかかわる特別展示を行っております。昨年度に引き続き岐阜空襲を記録する会からお借りしたパネルや、戦争にかかわる新聞記事も展示しております。子どもたちのみならず市民の方々にも、核兵器の廃絶と恒久平和について考える機会として、ぜひともしんせいほんの森に足をお運びいただけると幸いです。

次に、暴力追放都市宣言については、教育現場である各学校においては、特にいじめ問題と関連させ、暴力を初めとする心身を傷つける行為が絶対に許されないことを指導しています。本年度は、本巢市いじめ防止対策に関する条例を策定するとともに、全ての学校においていじめ防止基本計画の策定を指示し、学校、家庭、地域での共通理解、共通行動を大切にしながら、組織でいじめ問題に対応しているところです。引き続き、学校、家庭、地域と連携し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めて暴力追放の趣旨につなげてまいります。

最後に、学校というところで考えますと、子どもたちの暴力は、手が出てしまうということは、言葉による表現力の乏しさによるところも大きいところです。話して解決していく力を身につけることも暴力追放に向けた教育の大きな役割であると捉えています。これをあわせて進めていきたいと考えています。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。



○18番（鵜飼静雄君）

一つだけ、教育長の見解をお伺いしたいと思いますのは、戦争って、子どもにとって、一体どういうイメージなのかなということ、子どもには限りませんが、今だと無人機で爆撃したりしますよね。ある意味ではゲーム感覚でというふうに言われる側面もあります。また、子どもにとって本当に戦争によって自分も含めた命の問題だというふうに思わずに、やっぱりゲーム的に捉えるという向きもあるというふうに言われております。だから、教育の中でそのあたりをしっかりとしないと、どうも戦争そのものの悲惨さを、もちろん体験できないわけですから、だからいろんな知識、あるいは見聞によって理解するしかないと思いますけれども、そのあたりはやっぱり気をつけてしっかりやらないとという心配が一面でありますけれども、その辺、教育長はどのようにお感じでしょうか。

○議長（上谷政明君）

ただいまの再質問についての答弁を、教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

非常に大きな問題で、回答にはいろんな回答があるかなというふうに思うんですけども、一番思うのは、失った命は二度と帰らないのだという、命は本当にとつとものであると。このあたりがまず根底にないとだめだろうということを考えています。確かに御指摘のとおり、今のゲームの世の中で、本当に子どもたちは命はよみがえるものと勘違いをしている現状は、実際いろんな調査でもあるということをお伺っております。ですから、私たち教育に携わる者全てが、また子どもを取り巻く大人全てが、命はなくなったら決してよみがえらないんだという、このとうとさをまずきちんと伝えていくということが大事だというふうに思っております。

また、戦争も含め、過去というのは繰り返しがなされていく、つまり歴史に学ぶということの大きさを私は捉えています。ですから、どういう原因でどういう戦争が起き、今に至るのか、そういったことをきちんと学ぶことが、今後私たちが誤った道に行かないための重要な学習であるということも思いますので、そういった教育をまた進めていきたいと思っています。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

ありがとうございました。

いずれにしても、平和や暴力のない社会であってこそ、いろんな施策というのが実現できるし、暮らしの問題も戦争になってしまえば、もう何ともならなくなっちゃうというのが現実ですので、そうした点で、今いろいろ質問いたしましたけれども、一番やっぱり世の中の基本がここにあるだろうというふうに思っております。だから、その点についてもやっぱり学校でも行政の中においても、ある意味では最重視をしてもらいながらやるべき課題だろうというふうに思います。

そういう中で、議会としても先ほどちょっと触れましたけれども、議会でも改めて議会における暴力の追放をしようということで決議をした経過があります。だから、職員が、そして市民も暴力に臆することなく毅然として対応する。またそれを対応ができるような体制を周りにつくっていくということが必要だろうというふうに思います。そうしてこそ、やっぱり世の中の平安も守られるというふうに思っています。

それで、私はこれで最後の一般質問になりますので、そのことだけ申し上げて今後に期待をしたいというふうに思います。ありがとうございました。

---

### 散会の宣告

#### ○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

8月30日水曜日午前9時から本会議を開会しますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさんでした。御苦勞さんでございました。

午後2時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 上 谷 政 明

署 名 議 員 瀬 川 治 男

署 名 議 員 後 藤 壽 太 郎

